

平成 25 年 10 月 16 日  
第 6 回総合計画審議会  
資料 3

第 6 次瑞浪市総合計画  
基本計画  
< 案 >

平成 2 5 年 1 0 月

瑞浪市

## 目次

第1章 分野別まちづくり計画 .....	1
基本方針1 みんなで支え合い健やかに暮らせるまち .....	3
1 地域福祉・社会保障 .....	4
2 健康・医療 .....	6
3 子育て支援 .....	8
4 障がい者福祉 .....	10
5 高齢者福祉・介護 .....	12
基本方針2 安全・安心で人と地球にやさしいまち .....	15
1 循環型社会 .....	16
2 環境保全・エネルギー .....	18
3 公共交通 .....	20
4 消防・防災 .....	22
5 防犯・交通安全 .....	24
6 市民生活 .....	26
基本方針3 自然と調和した快適で暮らしやすいまち .....	29
1 道路・河川 .....	30
2 まちなみ .....	32
3 住環境 .....	34
4 上下水道 .....	36
基本方針4 まちの魅力を活かした活力あるまち .....	39
1 農林業 .....	40
2 畜産業 .....	42
3 商業 .....	44
4 工業 .....	46
5 観光 .....	48
基本方針5 いきいきと学び心豊かに暮らせるまち .....	51
1 就学前教育・学校教育 .....	52
2 社会教育 .....	54
3 生涯スポーツ .....	56
4 文化・芸術・文化財 .....	58
基本方針6 市民と行政で創造する夢のあるまち .....	61
1 協働のまちづくり .....	62
2 情報共有 .....	64
3 行財政運営 .....	66
4 人権尊重社会 .....	68
第2章 まちづくりの重点戦略 .....	71
1 魅力的な暮らしを創造する .....	74
2 快適な暮らしを提供する .....	76
3 元気な暮らしを支援する .....	78
プラス1 協働の夢づくり .....	80
第3章 計画の実現に向けて .....	83

**第1章**

**分野別まちづくり計画**



## 基本方針 1

# みんなで支え合い健やかに暮らせるまち

(健康福祉分野)

- 1 地域福祉・社会保障
- 2 健康医療
- 3 子育て支援
- 4 障がい者福祉
- 5 高齢者福祉・介護

# 1 地域福祉・社会保障

担当課 社会福祉課、保険年金課

## 現状・課題

少子高齢化や核家族化が進み、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯、子育てに不安を持つ家庭が増えてきています。これらの課題を解決するためには、地域団体と社会福祉法人、行政等が、福祉サービスや支援を継続的に実施するとともに、お互いに連携しネットワークを強化することで、支援を必要としている人を地域全体で支える仕組みが求められています。

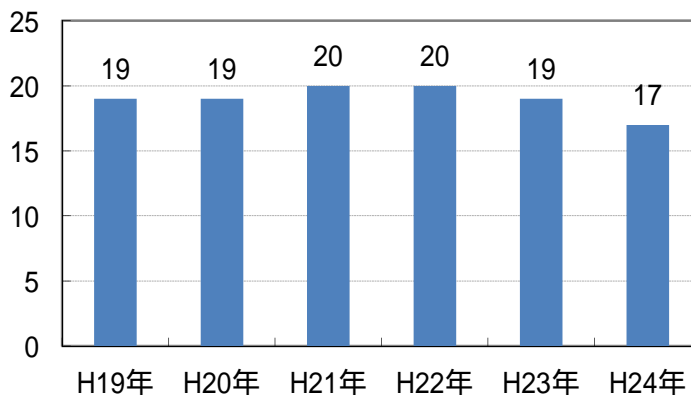
また、地域団体やボランティアグループ等では、地域福祉に対する関心が高まり、その活動も活発になってきています。今後は、公的な福祉サービスと連携した市民の取り組み

が重要となる中、質の高い福祉サービスが提供できるような支援が必要です。

本市の社会保障については、国の制度改革の方向性が不明確である状況ですが、その動向を注視し、スピーディかつ確かな対応に努めていくことが求められています。

また、国民年金制度も、少子高齢化といった人口構成の大きな変化、非正規労働者の増大など雇用基盤の変化、家族形態・地域基盤の変化など、社会保障制度を支える社会経済情勢には大きな変化が生じ、セーフティネットに生じたほころびや貧困・格差の拡大など、新たな課題への対応が求められています。

図 福祉ボランティアグループ数推移  
(グループ)



資料：瑞浪市社会福祉課

## めざす姿（生活像）

### めざす姿 ～まちの状態～

地域福祉を地域全体で支え合いながら行っています。

地域の自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPOなどで構成されるネットワークが構築されています。

社会保障制度が健全に運営されています。

### めざす姿 ～市民の暮らし～

市民の誰もがお互いに助け合い支えあって、住み慣れた地域で安心して暮らしています。

社会保障制度の内容を理解し、安心して加入しています。

経済的に困窮している人も、自立して生活しています。

**施策の内容と主な事業**

**(1) 地域福祉活動、ボランティア組織の育成・充実**

地域福祉に関する意識の向上を図るため、福祉情報の発信に努めます。

世代間交流の促進や地域での子育ての充実など、支え合いの心を育てる活動を推進します。

ボランティアグループや市民活動団体の活動の促進を図るため、各団体の連携や支援体制の強化を図ります。

【主な事業】 福祉まつり等開催事業、地域見守り体制確立事業、福祉ボランティア活動支援事業

**(2) 社会保障制度の適切な運用**

国民健康保険の健全な運営、及び制度の適正な運営を実施することで、万一の病気やけがなどに対しても安心できるサービスを提供します。

後期高齢者医療制度の適正な運営を実施することで、病気やけがなどに対する不安がないサービスを提供します。

関係機関と協力し、無年金者を極力生まない社会の構築をめざします。

生活保護制度の適正な実施を行い、生活困窮者の減少に努めます。

【主な事業】 国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、国民年金法定受託事業、生活保護制度実施事業

**目標指標**

現状値	目標値		現状値	目標値	
	平成 24 年	平成 30 年		平成 35 年	平成 25 年
福祉ボランティアグループの数			地域の支えや社会保障が充実していることにより、安心して暮らせるまちだと感じる市民の割合		
17	20	23	67.6%	69.6%	71.6%
国民健康保険収納率（現年度）					
95.37%	95.55%	96.00%			

**協働のまちづくりの考え方**

行政だけでは対応しきれない多様なニーズにこたえるため、行政、社会福祉協議会、ボランティア、NPO、福祉事業者、民生委員・児童委員、福祉委員、自治会、福祉関係団体など各方面の組織、団体による支えあい活動を推進し、ネットワークの構築を図ることが大切です。

市民の役割	団体・事業者などの役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域で共に暮らすための生活環境の向上に努めます。</li> <li>ボランティア活動への積極的な参加を心がけます。</li> <li>社会保障制度の趣旨を十分に理解し、保険料の確実な納付に努めます。</li> <li>医療費の無駄遣い防止に心がけます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域での助け合い、支えあいができる福祉活動を展開するためのネットワークづくりに努めます。</li> <li>地域ぐるみで、健康に対する意識の高揚に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の地域福祉活動への積極的な参加を支援します。</li> <li>社会保障制度の適切な運営を行い、制度の周知や相談業務を積極的に実施します。</li> </ul>

**関連計画**

地域福祉計画 市の地域福祉を推進するための基本計画。  
 地域福祉活動計画 地域福祉を推進する市社会福祉協議会の方針を地域住民と共有し、今後のあり方を示す計画。

## 2 健康・医療

担当課 健康増進課

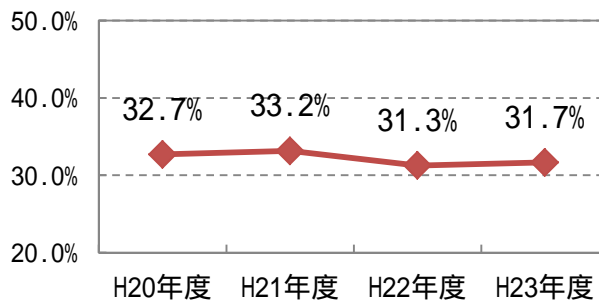
### 現状・課題

健康は、生活の質を高めるために必要不可欠なものです。このため、すべての市民が健康の重要性を認識し、自ら積極的に健康づくりに取り組むとともに、個人を取り巻く家族や学校、企業、医療機関、地域などが一体となって、ライフステージに応じた健康づくりを支援していくことが必要となります。特に、妊娠期・乳幼児期・学童期は身体づくりに重要な時期となり、この時期での積極的な健康づくりへの支援が重要となっています。

近年は、食生活など生活スタイルの変化に伴

い、高血圧や糖尿病などの生活習慣病が増加しています。生活習慣病は、自覚症状が無く進行し、脳血管疾患や心筋梗塞などを発症して、個人の生活の質の低下を招くことから、定期的に健診を受け、健診データにより健康を確認していかなければなりません。しかし、国民年金保険における本市の「特定健康診査」の受診率は低い状態にあります。今後は、受診率の向上を図り、適切な情報を提供することにより、生活習慣病の予防、健康増進への支援をしていくことが求められています。

図 特定健診受診率の推移



資料：特定健診・特定保健指導実施結果集計表（各年度法定報告）

### めざす姿（生活像）

#### めざす姿 ～まちの状態～

健康づくりに取り組みやすい環境が整っています。

市内の公共施設において、受動喫煙防止対策が積極的に図られています。

夜間や休日に急病になっても、いつでも安心して医療を受けることができます。

#### めざす姿 ～市民の暮らし～

すべてのライフステージにおいて、規則正しい生活を送っています。

1年に1度、必要な健診を受けて自分の体の状態を理解し、健康管理・生活習慣の改善に心がけています。

自分にあった運動を継続して実施し、自分にあった食事量を摂取しています。

心身ともに健康づくりに取り組んでいる市民が増えています。

### 施策の内容と主な事業

#### (1) 健康づくりの促進

全ての子どもが健やかに成長（子どもの健全育成）するために、必要な栄養や身体活動を確保し、生活リズムを整え、適した時期に自立・成長が促せるような支援をします。

バランスの良い食生活、適度な運動、歯と口腔の健康などの正しい知識の普及を図り、保健センターを拠点に健康づくり活動を推進します。

受動喫煙対策を更に推進し、子どもや非喫煙者を喫煙の害から防ぐとともに、喫煙者を禁煙に導きます。

健康づくりの情報提供や運動の動機づけのためのイベント等を実施し、市民の健康意識の向上に努めます。

【主な事業】 母子保健指導事業、母子教育事業、みずなみ健康 21 事業、スポーツ推進員活動事業



(2) 疾病予防対策

特定健診の結果から、必要な方に対して身体の状況が理解できるよう情報の提供を行い、生活習慣病の予防及び重症化予防に努めます。

糖尿病や腎炎など人工透析になるハイリスク者に対して、透析導入の予防・延長が図れるよう身体の状態・病態生理など正しい情報を提供します。

疾病の早期発見に向け検診受診率の向上を図ります。また、胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮頸がん・歯周病などの発症予防に取り組みます。

感染症予防の重要性を啓発し、乳幼児期の予防接種などの接種率の向上を図ります。

【主な事業】 健康管理指導事業、健康診査事業、予防接種事業、新規定住者健康管理事業

(3) 地域医療体制の充実

奨学金制度を積極的に活用し、公的病院である東濃厚生病院の医師確保に努めます。

公的病院の救急医療体制の充実を図り、市民が安心して救急医療が受けられるように努めます。

医師会及び歯科医師会と連携し、休日・夜間及び災害時の医療体制の充実を図ります。

【主な事業】 東濃地域医師確保奨学金基金負担事業、瑞浪市公的救急病院運営費補助事業、土岐市及び瑞浪市休日急病診療所組合負担事業

目標指標

現状値	目標値		現状値	目標値	
平成 24 年	平成 30 年	平成 35 年	平成 25 年	平成 30 年	平成 35 年
規則正しい生活を送る幼児の割合（3歳児健診時点）			日頃から健康づくりを実践している市民の割合		
22.4%	30.0%	50.0%	56.1%	59.1%	62.1%
公共的施設の施設内禁煙率					
63.4%	80.0%	100.0%			
国民健康保険特定健康診査受診率					
31.7%	60.0%	60.0%			

協働のまちづくりの考え方

健康を維持するためには、市民一人ひとりが自分の健康に関する問題点に気づき、それを解決するための行動を行うことが大切です。行政も市民が正しい知識をもてるよう情報を提供し、疾病予防の取り組みを推進することで、市民と共に健康なまちづくりを目指します。

市民の役割	団体・事業者などの役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健診・がん検診などを積極的に受診し、生活習慣病の発症予防と病気の早期発見・早期治療を心がけます。</li> <li>・乳幼児健診を受診し、子どもの発育・発達の確認を心がけます。</li> <li>・規則正しい生活リズムでの生活を心がけます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人だけでは難しい健康づくりを、団体や事業者、地域が一体となって取り組むことに努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの健全な発育・発達や生活習慣病予防のための情報提供を行うとともに、個々に応じた支援をします。</li> </ul>

関連計画

みずなみ健康21（健康づくり計画） 国が策定した「健康日本21」の理念を取り込み、市民が生涯にわたって、健康で暮らしていけるよう、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組んでいけるように策定する計画。  
 第2期特定健診実施計画（医療費適正化計画） 特定健診受診率・特定保健指導の実施率の向上に取り組み、国民健康保険被保険者における生活習慣病有病者及びその予備軍の減少と健康の保持増進を図るため策定する計画。  
 第4次瑞浪市母子保健計画（健康増進課 母子保健分野指針） 母子保健事業の見直しを行い、子どもが心身共に健康で育つための保健活動をするための指針。

# 3 子育て支援

担当課 社会福祉課

## 現状・課題

瑞浪市における出生者数は減少を続け、少子化が一層進行しており、この流れを抑制するために、子育て家庭への総合的な対策が求められています。また、核家族化の進行や、地域社会における関係性が希薄化したことにより、子育て家庭の孤立化と子育てに対する負担感が増大していることから、子育て相談・子育て支援の更なる充実が求められています。

本市においては、地域子育て支援センターや家庭児童相談員による子育て家庭の相談指導を行っています。さらに、子育てに係る情報の提供などを行うとともに、幼保一体化に対応した「幼稚園」の設置や、「児童館」、「ファミリー・サポート・センター」、「放課後児童クラブ」、「病後児保育所」を設置することにより、子育て

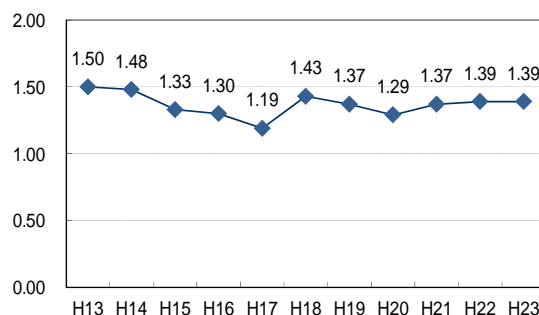
て家庭における多様なニーズに応えることができる体制づくりを進めています。

また、児童手当や児童扶養手当等の支給により経済的に支援することで、子育て家庭における生活の安定や、近年増加している母子(父子)家庭の自立を図っています。

発達障がいなどについては、「瑞浪市こども発達支援センター」を中心として、早期発見・早期支援できる体制を構築し、保護者への相談支援や、通所による指導により、発達支援を充実させています。

今後は、行政サービスの拡充のみならず、市民・市民活動団体・企業などが主体となってそれぞれの役割を担い、連携し、子育て家庭を支援していく必要があります。

図 合計特殊出生率推移



資料：瑞浪市

## めざす姿（生活像）

### めざす姿 ～まちの状態～

安心して子どもを産み育てられる環境が整っています。

地域に子育て支援をする団体があり、連携して子育て家庭を支援しています。

家庭それぞれの生活状況に応じて、子育て支援サービスを選択することが可能で、働きやすい環境が整っています。

### めざす姿 ～市民の暮らし～

生活の基盤となる家庭をつくることに対して希望が持て、子どもを育てながら安心して生活することができます。

## 施策の内容と主な事業

### (1) 子育て支援の充実

地域子育て支援センターで子育てに係る相談、助言、情報提供など援助を行うことで、地域の子育て支援機能の充実を図ります。

児童館で遊びを通じて子どもたちの自立教育と体力増進を図ります。

すべての公立幼稚園で3歳児以上の幼保一体化による合同活動を実施し、教育水準の均等化とサービスの効率化を図ります。

児童手当の支給、子育て世代への医療費助成を実施し、家庭等における生活の安定や、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図ります。

【主な事業】 地域子育て支援センター事業、児童館管理運営事業、乳幼児保育事業、児童手当給付事業、福祉医療費助成事業（乳幼児等）、主食費無料事業

(2) 発達障がい児への支援

発達支援相談窓口を開設し、広く保護者の方から子どもの発達についての相談・検査・関係機関への紹介や情報提供など行い早期支援に繋がります。

瑞浪市子ども発達支援センターにおいて、療育支援及び放課後デイサービス等を行い、発達支援の充実を図ります。

臨床心理士による園・小学校・中学校への巡回相談を行い、職員や保護者からの相談に応じ、支援の充実を図ります。

【主な事業】 瑞浪市子ども発達支援センター運営事業、早期療育支援事業

(3) 次世代育成支援施策の充実

市内7カ所で放課後児童クラブを支援して、下校後や長期休暇中の子どもの生活指導を行い、健全な育成を図ります。

ファミリーサポートセンター事業等を推進し、地域社会における助け合いによる子育て支援を推進します。

病気の回復期で、まだ集団保育が困難である子どもを病院併設の保育所で預かり、仕事等休むことができない保護者を支援します。

【主な事業】 放課後児童クラブ事業、ファミリーサポートセンター事業、病後児保育事業

(4) ひとり親家庭の支援

児童扶養手当の支給や子育て世代への医療費助成、生活資金の貸付等により、ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ります。

家庭児童相談員による児童を取り巻く家庭及び養育指導・助言を行い、児童の健全育成を図ります。

【主な事業】 児童扶養手当給付事業、家庭児童相談事業、福祉医療費助成事業（ひとり親家庭）

目標指標

現状値	目標値		現状値	目標値	
平成 24 年	平成 30 年	平成 35 年	平成 25 年	平成 30 年	平成 35 年
合計特殊出生率			子どもを産み育てやすいと思う市民の割合		
1.39 人	1.45 人	1.50 人	63.7%	65.7%	67.7%
地域子育て支援センター利用者数（年間延人数）					
20,121 人	20,500 人	21,000 人			
ファミリーサポートセンターサポート会員数					
53 人	59 人	64 人			

協働のまちづくりの考え方

子どもの成長にとってより良い環境づくりのために、地域全体で子どもや子育てを見守り支えることが必要です。子育てにおいて最も重要な役割を果たすのは家庭という認識のもとに、行政・市民・市民活動団体・企業などそれぞれが子育て家庭を支える担い手となり、連携し、地域ぐるみで子育て支援を進めます。

市民 の役割	団体・事業者など の役割	行政 の役割
・ 安心して子どもを育てられ、子育てが楽しく感じられるような環境を地域や行政とともに作ります。	・ 子どもを地域の財産として捉え、地域社会全体で、子育て家庭の支援に取り組みます。 ・ ワークライフバランスの取れた職場環境づくりや、子育て家庭に配慮した職場づくりに努めます。	・ 子育て支援に関する施設整備及び子育て支援団体や子育てサークルの育成・支援に努め、子育て家庭を支えるネットワークを構築します。

関連計画

瑞浪市次世代育成支援対策推進行動計画（後期計画） 次世代を担う子どもや子育て家庭、そして、これから家庭を持つとしている人たちへの支援策として具体的な施策に目標値を置いた計画。

子ども子育て支援事業計画（策定予定） 幼児期の学校教育や保育、子育て支援などに関するニーズを把握し、適切なサービスの確保を行うことを目的とした計画。

# 4 障がい者福祉

担当課 社会福祉課

## 現状・課題

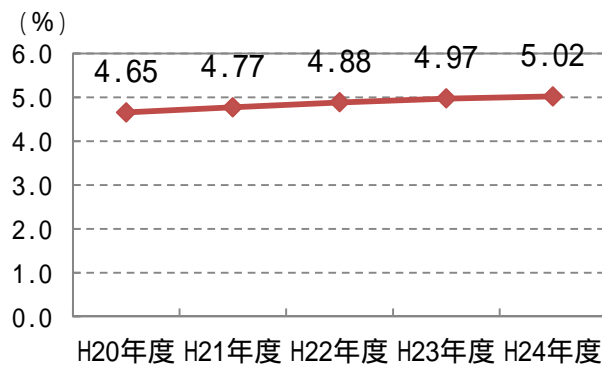
国では、障害者自立支援法が平成 17 年の施行以降、度々見直しをされ、利用者負担の軽減などが図られてきました。また、平成 25 年 4 月より、障害者自立支援法が改正され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が施行され、新たに難病患者が障がい者の定義に加えられなどの改正がなされています。

本市においても、人口に占める障がい者の割合が微増傾向にある中、障がい児の早期療育や

地域で自立した生活を送るための支援として、瑞浪市子ども発達支援センターやドリームプラザ等、施設の移転整備を行い、通所施設の利便性の向上に取り組んできました。

今後は、新たに制度に加えられた難病患者を含め、障がい者が地域で障がいの程度に応じて自立した生活を送るため、関係機関の連携による支援体制の構築が求められています。また、必要な福祉サービスを適切に受けられる事業所の確保も求められています。

図 人口に占める障害者の割合推移



資料：瑞浪市

## めざす姿（生活像）

### めざす姿 ～まちの状態～

地域で暮らす障がい者やその家族が必要なサービスを受けられる体制が整っています。

障がい者の権利が守られるよう、相談などの支援体制が整っています。

働きたい障がい者が能力に応じた職につけるための体制が整っています。

### めざす姿 ～市民の暮らし～

地域で暮らす障がい者やその家族が、必要な時に必要なサービスを受けることができます。

地域で暮らす障がい者やその家族が、困った時に相談、援助を受けることができ、安心して暮らしています。

働く場所が確保されることにより、やりがいを感じ、また経済的に自立した生活ができています。

## 施策の内容と主な事業

### (1) 障がい者の自立と社会参加の促進

障がい者の自立に向け、ハローワークや就業・生活支援センター等関係機関との連携により、障がい者雇用を促進します。

一般就労が困難な障がい者に対し、就労支援サービスの場の確保を、社会福祉法人、NPO 法人などの関係団体と連携し進めます。

障がい者団体と連携し、文化、スポーツなど障がい者の生きがいづくりの機会創出に努めます。

【主な事業】 障がい者相談員活動事業

(2) 障がい者福祉サービスの充実

障がい者が必要とするサービスを適切に提供できる体制を事業者等と連携し確保していきます。短期入所、日中一時支援事業など、保護者、介護者の負担軽減のためのレスパイトケアの場の確保に努めます。

重度心身障がい者の医療費を助成するなど、安定した日常生活を送れるための各種支援を充実させます。

【主な事業】 障がい者地域生活支援事業、障がい者自立支援給付事業、福祉医療費助成事業(重度心身障がい者)

(3) 障がい者の地域生活支援体制の充実

福祉サービスを利用しやすくするために、近隣市と連携し、障がい者相談支援体制の強化を図ります。

障がい者の権利擁護のため、相談支援事業所や関係団体等と連携し、成年後見制度、日常生活自立支援事業の利用を促進します。

公共施設等へのユニバーサルデザインの導入、住宅のバリアフリー化を推進します。

【主な事業】 障がい者地域生活支援事業、障がい者成年後見制度運営事業、障がい者いきいき住宅改善助成事業

目標指標					
現状値	目標値		現状値	目標値	
平成 24 年	平成 30 年	平成 35 年	平成 25 年	平成 30 年	平成 35 年
就労支援事業の通所定員			障がい者やその家族が安心して暮らせるまちだ と思う市民の割合		
40 人	80 人	95 人	58.0%	61.0%	64.0%
障がい者の就労系サービス利用者数(月平均)					
48 人	60 人	70 人			
短期入所利用者数(月平均)					
14 人	20 人	25 人			
相談支援事業利用件数(年間延件数)					
388 件	450 件	500 件			

協働のまちづくりの考え方

障がい者の地域生活を支えるため、広く市民に障がいに関する理解を深めていき、地域での支え合いと公的サービスの両輪による支援を進めていくことが大切です。そのためにも、ボランティアへの積極的な参加を促す取り組みを社会福祉協議会などと連携して進めていくとともに、教育の場においても、児童生徒と障がい者との交流や体験活動などを実施することが必要です。

市民の役割	団体・事業者などの役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいの有無や性別等にかかわらず、誰もが互いに尊重し合える社会の実現に努めます。</li> <li>障がいへの理解を深め、ボランティア活動への積極的な参加を心がけます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者雇用の促進、福祉のまちづくりの推進に努めます。</li> <li>行政と連携し、障害福祉サービスの確保に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉サービスの必要量確保のため、ニーズの把握に努めるとともに、事業者への働きかけを行います。</li> <li>学校教育において児童生徒の福祉教育の充実を図ります。</li> </ul>

関連計画

第3次障害者計画 障害者基本法に基づき、本市の障がい者の状況等を踏まえて障がい者のための施策の方向性を定める基本計画。

第3期障害福祉計画 障害者自立支援法(H25年度より障害者総合福祉法)に基づき、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の提供体制確保のための方策を定める計画。

# 5 高齢者福祉・介護

担当課 地域包括支援センター、高齢介護課

## 現状・課題

本市の高齢化率は、平成 25 年 4 月 1 日現在で 26.57% となっており、65 歳以上の高齢者人口は年々増加傾向にあります。

これまで本市においては、高齢者がいつまでも元気に過ごすことができるよう、認知症予防教室や転倒・骨折予防教室等の開催や、心身の機能維持・増進を図るための自主グループを支援していくことで、介護予防の取り組みを行ってきました。

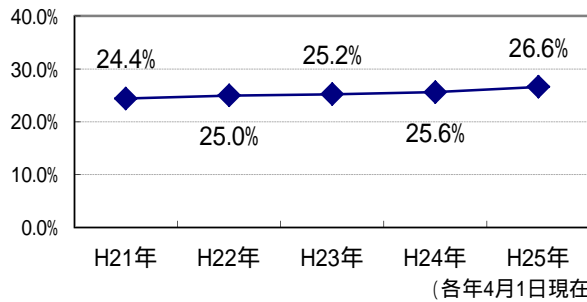
今後、更なる高齢化が見込まれる中、認知症高齢者の増加、高齢者の閉じこもりやうつ病の増加、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加など多くの課題が浮き彫りになってきており、これらの課題に対応するため、介護予防や疾病予防の推進に加え、介護、医療、住まい、生活

支援といったサービスを一体的に提供する地域包括ケア体制の構築が急務となっています。

また、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自立して生活していくためには、高齢者の生きがいづくりが必要です。そのためにも、老人クラブや寿大学などの活動を継続して支援するとともに、地域福祉活動等へ気軽に参加できる機会や活動の場の創出を図る必要があります。

こうした課題を踏まえて、高齢者とその家族を地域全体で支援する体制づくりを推進するとともに、高齢者が地域福祉を担う一員として活躍できることで、誰もが住み慣れた地域で共にふれあいながら健康で安心して暮らすことができる社会の実現が求められています。

図 高齢化率推移



資料：瑞浪市

## めざす姿（生活像）

### めざす姿 ～まちの状態～

高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域包括ケア体制が整っています。要介護認定者が、可能な限り住み慣れた地域で暮らせるように、充実した介護保険サービスが提供されています。

### めざす姿 ～市民の暮らし～

知識や経験を活かすことのできる機会や、生涯学習、スポーツ、趣味などを気軽に楽しめる環境が整い、高齢者が生きがいを持って生活しています。高齢者が地域福祉を担う一員として、他の世代とともに積極的に地域活動に参加しています。高齢者が自身の健康管理に留意し、積極的に介護予防、健康づくりに参加し、いつまでも健康で生活しています。

## 施策の内容と主な事業

### (1) 高齢者福祉サービスの提供

高齢者や家族に対し、配食サービス等の高齢者福祉サービスを提供することで、可能な限り在宅で生活を続けられるよう支援を行います。

認知症高齢者に対する相談体制の充実や権利擁護の推進を図ります。

虐待対策ネットワークの構築に取り組み、高齢者虐待の早期発見に努めます。

地域ケア会議を開催していくことで、地域との連携を深め、高齢者が安心して生活ができる地域包括ケア体制の構築を図ります。

【主な事業】 配食サービス事業、認知症相談事業、地域ケア会議開催事業

### (2) 高齢者の社会参加の支援

身近な地域で社会奉仕活動や生きがいのための活動、健康づくりのための活動、また、友愛活動などの活動に対し指導及び援助を行い、老人クラブ活動の活性化を図ります。

寿大学に対し、魅力ある学習機会を提供し、学習・講座内容の充実を図ります。また、参加促進のための周知啓発を積極的に実施するとともに、クラブ活動など自主的な活動への支援を行います。高齢者が生きがいを持って暮らせるように、豊かな知識や経験を活かすことができる就労機会の確保に努めます。

公共施設等へのユニバーサルデザインの導入を推進します。

【主な事業】 老人クラブ活動助成事業、生涯学習推進事業、高齢者就業機会確保事業

(3) 介護予防事業の充実

介護予防を推進するためテーマ、対象者を絞る等参加しやすい介護予防事業の企画に努め、地域包括支援センターを中心に関係機関・団体等と連携し事業を推進します。

認知症に関する啓発、予防教室事業等の充実を図り、認知症予防の取り組みを進めます。

【主な事業】 脳健康教室開催事業、からだづくり教室開催事業

(4) 介護サービスの充実

介護保険事業の適正な運用と持続的な運営のために、ケアプランや住宅改修等の点検、医療情報との突合及び縦覧点検などを行い、介護給付費等の適正化を推進します。

介護保険事業等を円滑に実施するための「老人保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定・管理・運営・見直しを行い、市民ニーズに即したサービスの提供と保険料のバランスのとれた制度の運用を図ります。

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活ができるように、利用者ニーズを把握し、居宅介護サービス及び地域密着型サービスを推進します。

要介護認定者の増加に伴い、老人福祉施設待機者の把握に努め、利用状況やニーズを見極めながら介護保険事業計画へ反映させます。

【主な事業】 介護給付費等適正化事業、老人保健福祉計画・介護保険事業計画策定事業、居宅介護（介護予防）サービス事業、地域密着型サービス事業

目標指標					
現状値	目標値		現状値	目標値	
平成 24 年	平成 30 年	平成 35 年	平成 25 年	平成 30 年	平成 35 年
認知症サポーター養成講座受講者数（延人数）			高齢者が地域で元気に暮らせるまちだと感じる市民の割合		
2,164 人	2,400 人	2,600 人	66.0%	68.0%	70.0%
シルバー人材センター就業者数（述人数）					
26,598 人	28,950 人	29,165 人			
65 歳～74 歳の介護認定率					
2.62%	2.57%	2.52%			
介護予防教室の開催回数					
104 回	110 回	120 回			

協働のまちづくりの考え方

高齢者が、住み慣れた地域で家族とともに主体的、自主的な暮らしを送るために、地域における高齢者福祉施策の一層の充実を図り、市民と行政がお互いに協力しながら取り組むことが大切です。

市民の役割	団体・事業者などの役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者自ら積極的に社会参加し、交流を深めるよう心がけます。</li> <li>・ 地域の住民同士が互いに支え合う意識を持てるように心がけます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者の豊かな知識や経験を活かすことのできる機会の創出に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護が必要になったときには、安心してサービスを受けることができるよう、体制を整備します。</li> <li>・ 高齢者福祉に関わる機関や地域団体との連携を強化し、活動に対する支援を行います。</li> </ul>

**関連計画** 老人保健福祉計画・介護保険事業計画 老人保健福祉計画は、高齢者保健福祉施策を総合的に推進する上で、保健・医療・福祉の関係機関と住民がともに協力し合って取り組むための共通指針。介護保険事業計画は、本市における介護保険事業の円滑な実施等について明示することを目的に策定する計画。

## 用語解説

1 地域福祉・社会保障	
2 健康医療	<p>生活習慣病 食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患(高血圧・糖尿病・脳血管疾患・高脂血症・がんなど)</p> <p>特定健診 「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、医療保険者が行う、生活習慣病の予防を目的に実施する健診</p> <p>受動喫煙 たばこを吸わない人が、周囲の喫煙者の煙を吸わされること</p>
3 子育て支援	<p>子育て支援センター 地域の子育て家庭の育児支援をするため、子育てに関する相談や情報の提供を行う施設。市内の一部の幼児園等に設置されている。</p> <p>ファミリーサポートセンター 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うもの。市内の一部の子育て支援センターで受け付けしている。</p> <p>放課後児童クラブ 労働などの事情により、昼間保護者が家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって指導員が行う保育のこと。</p> <p>発達障がい 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。</p> <p>合計特殊出生率 人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの平均数を示す。</p> <p>ワーク・ライフ・バランス 「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。</p> <p>瑞浪市次世代育成支援対策推進行動計画 次世代育成支援対策推進法に基づき、次代を担う子どもと子育てを行う家庭の支援のため、市が行う対策を定めた計画。</p> <p>子ども子育て支援事業計画 子ども・子育て支援法に基づき、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や、その他この法律に基づく業務の円滑な実施するため、市が行う対策を定めた計画。</p>
4 障がい者福祉	<p>レスパイトケア 障害者(児)を一時的に預かることにより、在宅で障がい者を介護する保護者等に対し、休息時間を提供し、介護から離れて心身の疲れを癒す機会を与えること。</p> <p>ユニバーサルデザイン 身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、全ての人が使いやすいうように考慮してつくられた汎用性のある製品、環境、情報の構築実現を目指したもの。</p> <p>就労支援事業 障害者総合支援法による障害福祉サービスの中で、障がい者が通所し、就労に向けて作業等を行う事業。就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)の3種類のサービスがある。</p>
5 高齢者福祉・介護	<p>地域包括ケア体制 高齢者のニーズに応じた住宅が提供できることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制。</p> <p>寿大学 60歳以上の方が、だれでも入学できる「大学」であり、元気に生きがいのある暮らしの実現を目指し、一般教養学習、クラブ学習などを通して教養を高める生涯学習の場となっている。</p> <p>介護予防事業 要支援・要介護状態になることを予防するために、65歳以上の高齢者を対象に、要介護認定原因の疾病を予防するとともに、自ら介護予防の取り組みができるようになり、生きがいをもって生活できるよう支援する事業。</p> <p>地域包括支援センター 高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的にしえんすることを目的に、各種相談や介護予防支援等、包括的支援事業を地域において一体的に支援する機関。</p> <p>介護保険事業計画 高齢者に関する各種の保健福祉事業や介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として、取り組む課題を明らかにし、目標等を定めたものです。</p> <p>居宅介護サービス 居宅において利用できる介護保険サービス。自宅にサービス提供者が訪問して行うサービスと自宅から施設に通って日帰りで利用する「訪問・通所サービス」、短期間施設に泊まって介護を受ける「短期入所サービス」、福祉用具購入や住宅改修等の「その他の居宅サービス」の3つに区分される。</p> <p>地域密着型サービス 高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた自宅や地域で生活を継続できるようにするためのサービス。地域密着型サービスを提供する事業所の指定や指導・監督をその事業所が所在する市町村が行い、身近なところでサービスが受けられるように、基本的にはその事業所が所在する市町村の被保険者だけがサービスを利用することができます。</p>



## 基本方針2

# 安全・安心で人と地球にやさしいまち

(生活環境分野)

- 1 循環型社会
- 2 環境保全・エネルギー
- 3 公共交通
- 4 消防・防災
- 5 防犯・交通安全
- 6 市民生活

# 1 循環型社会

担当課 クリーンセンター、環境課

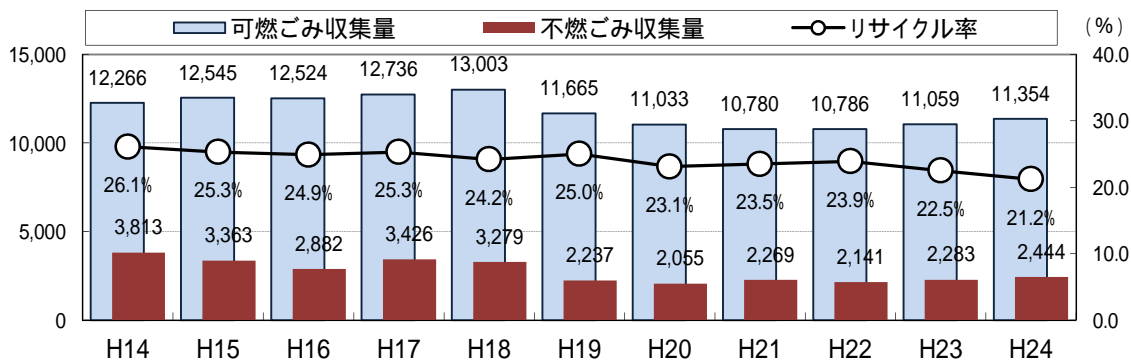
## 現状・課題

地球環境負荷低減のために、循環型社会への転換が世界的に求められています。瑞浪市においても、レジ袋の有料化や環境出前講座などの実施を通じ、市民への環境問題に対する意識啓発を行ってきており、その結果、市民の意識は確実に高くなってきています。一方、可燃ごみや不燃ごみとして排出されるごみの中には、まだ分別すれば再利用できる資源が多く含まれており、市民一人ひとりが「分ければ資源・まぜればごみ」の意識をもてるよう啓発に努め、より一層のごみの減量化、再資源化を推進する必要があります。

また、循環型の持続可能なまちづくりを推進するためにも、市民や企業、各種団体、地域が身近なことから環境問題に取り組める環境づくりも求められています。

ごみ処理施設については、可燃ごみや不燃ごみを適正に処理していくためにごみ焼却施設や不燃物最終処分場の管理・運営を適切に行うとともに、長寿命化を図る必要があります。さらに、施設の更新についても、耐用年数や経済性を考慮しながら広域的な観点で検討を行う必要があります。

図 ごみ処理状況の推移



資料：瑞浪市

## めざす姿（生活像）

### めざす姿 ～まちの状態～

ごみのポイ捨てのない、きれいなまちが保たれています。

リサイクルの推進、ごみの減量・分別が進み、ごみを出来るだけ出さない社会となっています。

分別収集がスムーズに行われ、ごみが適正に処理されています。

### めざす姿 ～市民の暮らし～

資源となるものは再利用する循環型社会を意識して生活しています。

ごみを出さないライフスタイルの確立に取り組んでいます。

**施策の内容と主な事業**

**(1) ごみ処理施設の適切な運営**

可燃ごみ及び不燃ごみ処理施設を適切に管理・運営し、ごみを安定的かつ安全に処分します。  
 施設の長寿命化を図るため計画的な施設整備を行い、経済的なごみ行政を推進します。  
 最終処分場では手選別による分別などを行い、処分量の削減を図ります。

【主な事業】 可燃ごみ処理施設管理事業、不燃物最終処分場管理事業

**(2) ごみ処理施設の整備**

可燃ごみ処理施設の更新について検討します。  
 新たな不燃物最終処分場の建設地選定について検討します。

【主な事業】 可燃ごみ処理施設整備事業、不燃物最終処分場調査選定事業

**(3) 4Rの推進**

ごみを分別するだけでなく、資源となるものの行き先をしっかりと理解した上で、ごみの分別ルールの徹底を図ります。  
 市民一人ひとりの自主的かつ積極的な取組みのため、子どもから大人までごみを減量する意識を持つよう啓発活動を推進します。  
 リサイクル製品・マイバック購入を啓発します。

【主な事業】 分別・収集・運搬体制整備事業、出前講座開催事業

**目標指標**

現状値	目標値		現状値	目標値	
	平成 24 年	平成 30 年		平成 35 年	平成 25 年
可燃ごみの年間処理量			ごみの4R活動に取り組んでいる市民の割合		
11,355 t	10,500 t	10,000 t	77.0%	79.0%	81.0%
不燃ごみの年間処理量					
2,381 t	2,200 t	2,000 t			
リサイクル率					
21.0%	25.0%	26.0%			

**協働のまちづくりの考え方**

限りある資源を有効に活用する循環型社会の大切さを、市民や企業、団体がしっかりと理解し、それぞれが連携して、4Rの推進、ごみの減量・分別を進めることが大切です。

市民の役割	団体・事業者などの役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの減量や分別を進めて家庭から出るごみの減量に努めます。</li> <li>ごみを極力出さないライフスタイルの確立に心がけます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業活動に伴うごみの減量化に努めます。</li> <li>廃棄する割合の少ない商品の製造、販売に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4Rの推進、ごみの減量・分別の啓発を行います。</li> <li>施設の効率的な運営を進めながら、ごみ処理施設の長寿命化を図ります。</li> </ul>

**関連計画**

一般廃棄物ごみ処理基本計画 一般廃棄物について、適正な処理と環境保全を目標として、周辺自治体の状況や上位計画、関連計画との整合性を図りつつ、基本的な方針を定めた計画。  
 第二次瑞浪市環境基本計画 市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じ、力を合わせて行動し、市の豊かな環境を将来の世代に引き継ぎ、全ての人と環境にやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に進めるための指針となる計画。

## 2 環境保全・エネルギー

担当課 環境課

### 現状・課題

私たちを取り巻く環境は、化石燃料の大量消費によるエネルギー資源の枯渇が懸念されていると同時に、エネルギーの消費により排出される大量の二酸化炭素が、地球の温暖化を招き、様々な環境問題を引き起こしています。

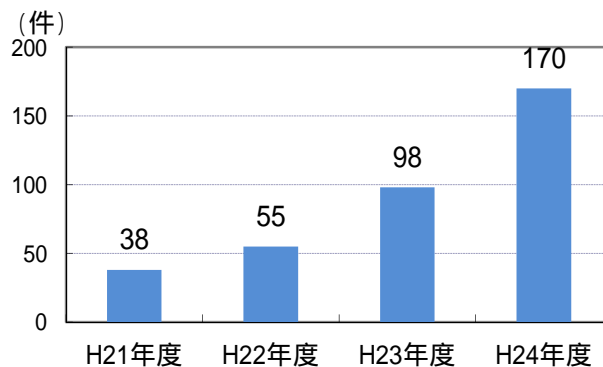
近年、このような「エネルギー問題」と「地球環境問題」を同時に解決していくことが求められており、省エネルギーの推進と並び、再生可能な自然エネルギー等の新エネルギーの利用を促進し、地球温暖化ガスである二酸化炭素の排出を抑えた、低炭素、循環型社会の構築が早急に対処すべき課題となっています。

市では、太陽光発電の設置に関する補助金や

新エネルギーの普及に向けた取り組みや環境に対する学習機会の創出など、環境意識の向上を図っており、今後もより一層の新エネルギー普及に向けた施策が求められています。

また、公害については、事業者や行政の取り組みにより減少しているものの、大気汚染、悪臭、騒音、振動や水質の悪化などの公害苦情は、依然として無くなってはいません。特に住工混在地域における騒音や振動、違法な野焼きに伴う煙などの問題解決は重要な課題であり、暮らしに身近な生活環境を保全するための公害対策等に取り組むことが求められています。

図 太陽光発電システム補助数



資料：瑞浪市

### めざす姿（生活像）

#### めざす姿 ～まちの状態～

再生可能エネルギーを積極的に利用できる環境が整っています。  
公害を未然に防止、健康に暮らしていける住みやすい住環境が整っています。

#### めざす姿 ～市民の暮らし～

省エネ・節電を意識したライフスタイルとなっています。  
公害対策の取り組みにより、市民が安心して暮らしています。  
環境に対する意識が向上しています。

### 施策の内容と主な事業

#### (1) 環境学習の機会と情報の提供

環境フェアみずなみの開催など、地域住民の環境に対する意識の向上を図ります。

小学校等における環境学習を実施し、環境意識の向上を図ります。

【主な事業】 環境フェア開催事業、環境学習開催事業、環境出前講座開催事業

#### (2) 省エネルギー・新エネルギーの推進

瑞浪市節電・省エネ・新エネ推進会議を開催することなどにより環境意識の高揚を図り、節電・省エ

ネを推進します。

瑞浪市地球温暖化対策実行計画に基づき、節電、クールビズなどを実施し、二酸化炭素の排出量削減に努めます。

太陽光システム設置費補助金制度等を継続し、自然エネルギーの利用を積極的に支援します。

太陽光以外の新エネルギーの積極的な活用を図るための検討を行います。

【主な事業】 省エネルギー啓発事業、新エネルギー利用促進事業

(3) 生活環境の保全

水質・騒音などの環境調査・監視を行い、暮らしやすい環境づくりを目指します。

不法投棄防止のため、自治会等と連携し、地域の目を活かした監視体制の強化を図ります。

環境対策推進員による日々パトロールを行うことで、不法投棄の防止を図ります。

【主な事業】 公害対策事業、環境美化監視事業、環境対策推進事業

目標指標					
現状値	目標値		現状値	目標値	
平成 24 年	平成 30 年	平成 35 年	平成 25 年	平成 30 年	平成 35 年
環境学習実施回数			省エネルギー・新エネルギーへの取り組みをしている市民の割合		
7 回	13 回	17 回	53.1%	56.1%	59.1%
公共施設における CO2 削減率					
3.8%	9.4%	9.4%			
太陽光発電システム設置数					
361 件	1,100 件	1,300 件			

協働のまちづくりの考え方

環境への負荷を減らし、人と自然が共生した快適で住みよい社会を目指すために、市民、事業者、行政が、協力しながら積極的に環境保全活動を実践することが大切です。

市民 の役割	団体・事業者など の役割	行政 の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境学習、環境教育への参加、公共交通機関の利用、省エネ・新エネ機器の利用に努め、自然環境への負荷を減らすよう心がけます。</li> <li>・ 公害が発生しないよう監視し、これを発見した場合は市に通報するよう努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境に配慮した事業活動、省エネ・新エネ機器の導入、環境負荷低減技術の研究開発など環境面での社会貢献活動等を実践し、自然環境への負荷を減らすよう努めます。</li> <li>・ 公害関係法令を順守し、公害の発生を未然に防止するとともに、万一、公害が発生した場合は速やかに対策を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境学習、環境教育の推進、市民活動の拠点づくり、自然エネルギー導入の仕組みづくり等を実践します。</li> <li>・ 環境イベント等を開催し、環境保全情報を発信します。</li> <li>・ 大気・水質・騒音・振動等の環境調査や監視・指導を行い、公害防止に努めます。</li> </ul>

関連計画

第二次瑞浪市環境基本計画 市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じ、力を合わせて行動し、市の豊かな環境を将来の世代に引き継ぎ、全ての人と環境にやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に進めるための指針となる計画。

第二次瑞浪市地球温暖化対策実行計画 市の事務及び事業に関して、温室効果ガスの排出抑制等の措置により、地球温暖化防止対策の推進を図ることを目標に策定。

# 3 公共交通

担当課 商工課

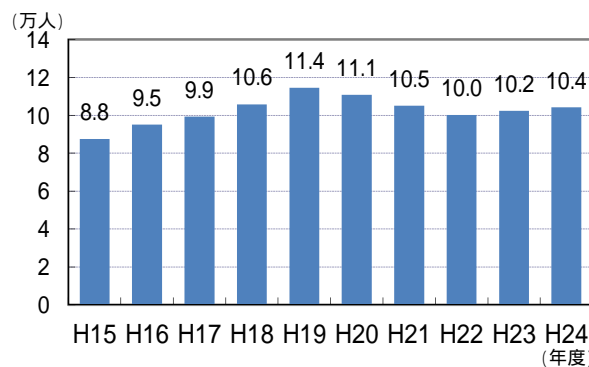
## 現状・課題

本市では自家用車の保有率も高く、市内外の移動は車が主となっています。しかし、少子高齢化が進展するなか、自家用車を持たない方も増えてきており、その方たちにとっては、公共交通は日常生活に必要不可欠なものとなっています。

自家用車以外の市民の移動手段を確保するために、誰もが利用できる、持続可能な公共交通体系の構築が必要です。

現在、本市の公共交通としては、鉄道、路線バスのほか、市が運営するコミュニティバス、一部地区で地域が運営するデマンド交通、タクシーなどがありますが、特に周辺地区における買い物弱者問題や高齢者・障がい者福祉の観点、中学校の統合を視野に入れた通学手段のあり方も含めた総合的な公共交通施策を進める必要があります。

図 コミュニティバス年間利用者数推移



資料：瑞浪市

## めざす姿（生活像）

### めざす姿 ～まちの状態～

市内に利用しやすい公共交通体系が整備されています。

市内公共交通機関や自家用車等の利用と鉄道を円滑に結ぶ体制が整備されています。

### めざす姿 ～市民の暮らし～

誰もが公共交通を気軽に利用し、移動できます。

**施策の内容と主な事業**

**(1) 利便性の高いコミュニティバスの運行**

利用者負担やニーズを踏まえた持続可能で利用しやすいコミュニティバスの運行を維持します。  
 分かりやすい時刻表や、路線図の表示に努め、親しまれるコミュニティバスを目指します。

【主な事業】 バス路線維持対策事業

**(2) 総合的な公共交通体系の構築**

総合的な公共交通体系にもとづく計画により、利用者のニーズに応じた効果的な事業を実施します。

地域とともにデマンド型交通の導入を検討し、自動車がなくとも気軽に移動できるまちづくりを推進します。

地域の足の確保のため、地域とともに「地域が主体となって行う地域内無償運送事業」を検討し、設備等の支援をします。

鉄道交通について、JR鉄道駅の乗車券等販売業務の受託の他、事業者と協働し地域に密着した交通施策を実施します。

【主な事業】 コミュニティバス運行再編検討事業、地域公共交通対策事業、釜戸駅乗車券販売委託事業

**目標指標**

現状値		目標値		現状値		目標値	
平成 24 年	平成 30 年	平成 35 年	平成 25 年	平成 30 年	平成 35 年		
コミュニティバス年間利用者数			利用しやすい公共交通が整っていると感じる市民の割合				
104,148 人	100,000 人	100,000 人	41.4%	44.1%	47.1%		

**協働のまちづくりの考え方**

高齢化社会の進行に伴い、各地域において移動手段の確保が大きな課題となってきます。このため、市民や地域組織、交通事業者、行政などが協力して、持続可能で、地域に暮らす住民にとって利便性の高い移動手段の確保に向けた取り組みが必要です。

市民 の役割	団体・事業者など の役割	行政 の役割
・ 公共交通の利用を心がけます。	・ 自治会などが主体となって、公共交通機関を補完する形での移動手段の確保について、共助の取り組みに努めます。	・ 持続可能な公共交通の体系を整備します。

**関連計画**

瑞浪市地域公共交通総合連携計画 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律により、関係する公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、利用者等で構成する協議会での協議を経て、地域公共交通の活性化・再生を総合的かつ一体的に推進するための計画。

# 4 消防・防災

担当課 企画政策課、市民協働課、消防本部

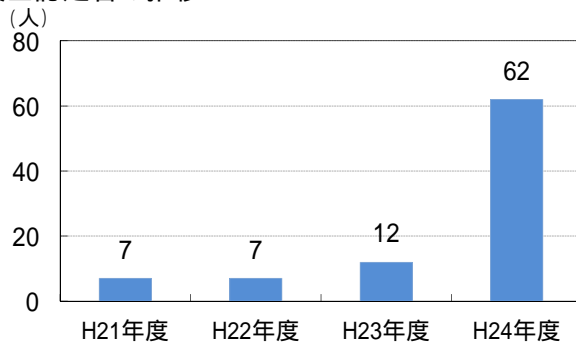
## 現状・課題

東日本大震災以降、防災に対する市民の関心は非常に高くなっています。防災・減災対策として、市民の防災意識の向上を図り、地域コミュニティが積極的に参加する防災訓練の実施や防災施設の整備など、日頃の備えを万全にし、災害時に的確な行動がとれるような対策が求められています。また、近い将来発生が危惧される南海トラフの巨大地震等への備えとして、情報の発信・伝達手段の整備はきわめて重要であり、正確で迅速な情報伝達を行うために、よりよいシステムの構築を推進する必要があります。

地域の防災力については社会環境の変化に伴い、消防団員の不足がさらに進むものと推測され、地域の防災力の低下につながるものが懸念されています。今後は、消防団員の確保に努めるとともに、地域の防災士・防災リーダーなどの人材育成を図ることによる地域防災力の向上が求められています。

さらに、救命率の向上に向けて、プレホスピタル・ケアの充実が求められています。一般市民による適切な応急手当の有無が救命率及び社会復帰率の向上においてきわめて重要であることから、応急手当の普及啓発の一層の推進を図る必要があります。

図 防災リーダー及び防災士認定者の推移



資料：瑞浪市市民協働課

## めざす姿（生活像）

### めざす姿 ～まちの状態～

防災行政無線、絆メール等の情報伝達システムが整備されています。  
安心して救急医療を受けられる体制が整っています。  
地域で活発に防災活動が行われ、災害に強いまちが構築されています。

### めざす姿 ～市民の暮らし～

建物の耐震化、家具の転倒防止など、日頃から災害などに対する備えをしています。  
誰もが応急手当に対する知識を持っています。  
各家庭に住宅用火災警報器が設置されているなど、市民の防火意識が向上しています。

## 施策の内容と主な事業

### (1) 防災体制の強化

情報発信・情報伝達手段を強化し、正確な情報を迅速に市民に提供できる体制を構築します。  
防災備蓄品や非常電源システムを充実させ、防災拠点施設や避難所の機能向上を図ります。  
地方公共団体や民間事業者、関係機関との間で災害時応援協定を締結し、災害発生時における人的・物的支援などの協体制の強力化を図ります。

【主な事業】 防災行政無線更新事業、絆メール送信事業、防災拠点整備事業

### (2) 地域の防災力の向上

防災士・防災リーダーなどの人材育成を進め、地域防災力の向上を図ります。  
自治会やまちづくり推進組織、防災士・防災リーダーとの連携を強化し、自主防災組織の育成や災害時要援護者の支援体制の整備を進めます。  
市民が積極的に参加する防災訓練や避難計画づくりなどを継続して実施し、災害に対する正しい知識の普及、防災・減災意識の向上を図ります。

【主な事業】 地域防災リーダー育成支援事業、防災団体活動支援事業、防災講演会開催事業



**(3) 消防体制の充実**

消防団員確保のため、市民等の理解・協力を得て入団促進と処遇改善に努めます。また、女性団員の入団促進、災害支援団員制度の充実など、新たな消防団体制を構築します。

地域防災の要である消防団の組織力向上のため、消防団拠点施設をはじめ消防車両・小型動力ポンプ等各種資機材の計画的な更新と装備の強化を図ります。

多様化する災害等の対応に備え、消防・救急車等の車両及び各種資機材の装備の充実に努めます。また、非常時における水利を確保するため、消火栓・防火水槽の計画的整備を進めます。

【主な事業】 消防団員（女性含む）入団促進事業、消防団拠点施設建設事業、消防車両・救急車両等更新事業

**(4) 救命率の向上**

その場に居合わせた人(バイスタンダー)による応急手当が救命率に大きく寄与することから、各種救命講習会を開催し応急手当の普及啓発を推進します。

救急救命士を含む救急隊員に対し、恒常的な教育訓練により応急処置等の質を向上させ、救急救命士の処置範囲の拡大等救急業務の高度化に対応します。

ドクターヘリコプター等との連携により、医師による迅速な救命処置が受けられるなど、傷病者の状態に即した救急活動を継続実施するとともに、救急車の適正利用を啓発します。

【主な事業】 救命講習普及啓発事業、救急業務高度化推進事業

目標指標					
現状値	目標値		現状値	目標値	
平成 24 年	平成 30 年	平成 35 年	平成 25 年	平成 30 年	平成 35 年
絆メール登録者数			災害・火災・急病などに対する備えをしている市民の割合		
3,904 人	5,000 人	6,000 人	38.7%	42.7%	46.7%
地域防災リーダー（防災士資格取得者）数					
62 人	200 人	300 人			
防災訓練参加者数					
8,552 人	9,000 人	9,000 人			
住宅用火災警報器設置率					
72.4%	80.0%	85.0%			
消防団員数(充足率)					
94.9%	97.9%	100.0%			
救命講習受講者数					
2,207 人	2,300 人	2,500 人			

**協働のまちづくりの考え方**

地域の防災力を強化するため、防災訓練などをとおして市民一人ひとりの防災意識の向上を図るとともに、地域の防災リーダーを中心に、市民、自治会、まちづくり推進組織、NPO、社会福祉法人などと行政が連携し、災害に強いまちづくりに取り組むことが必要です。

市民 の役割	団体・事業者など の役割	行政 の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>日頃から防災意識を持ち、災害等に対する備えを心がけます。</li> <li>消防団活動への協力を努めます。</li> <li>市民一人ひとりが相互扶助を意識し、安全・安心なまちづくりに努めます。</li> <li>応急手当てに対する知識を積極的に身につけるよう心がけます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地域の防災リーダーを中心とし、「自助・共助」による地域防災力の向上に努めます。</li> <li>消防団の活性化のために被雇用者が入団しやすく、かつ活動しやすい環境を整備し、地域防災体制の充実に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災訓練、救命講習などの開催及び支援を行います。</li> <li>防災・消防体制の充実に向け、各種資機材等の計画的な整備を行います。</li> <li>消防団の組織力向上及び入団促進に取り組みます。</li> <li>防災行政無線や絆メール等による住民への情報伝達手段の充実を図ります。</li> </ul>

**関連計画** 地域防災計画 瑞浪市の地域に係る災害の対策に関し、市や公共的団体などが処理すべき事務や市の災害対策本部の組織など防災に必要な事項を定め、防災の万全を期するための計画。

# 5 防犯・交通安全

担当課 環境課、市民協働課

## 現状・課題

本市では、瑞浪防犯推進の会が、各地域で市の公用車9台を利用した青色回転灯防犯パトロール車の巡回などを行っており、地域ぐるみの防犯活動が推進されています。また、防災行政無線や絆メールを活用した情報提供も積極的に行っており、刑法犯罪の発生件数は減少傾向にあります。

さらに、防犯設備の整備に関しては、地域からの要望に応じて、防犯灯の新設を継続して実施するとともに、平成23年度より防犯灯のLED化についても取り組みを進め、各地区が負担する電気料金の低減及び機器の長寿命化を図っています。今後も、安心して暮らせるまちをつくっていくために、地域社会が一体となった防犯活動の推進が求められています。

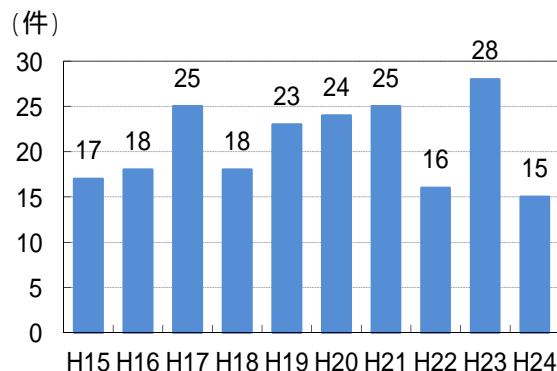
一方、近年の自動車保有台数の増加や道路整備に伴う交通量の増加に伴い、交通事故は増加

しています。

特に高齢者や子どもという交通弱者が関係した交通事故が多くなっており、高齢者については、被害者のみならず、加害者になることも多く、高齢化が進む中であって大きな問題となっています。こうした中、市民の安全意識や交通モラルの向上を図り、事故のない安全なまちをつくるため、事故の当事者になりやすい高齢者や子どもに対する啓発活動に重点を置き、警察・交通安全協会と連携し、交通安全教育の充実を図っていく必要があります。

また、通学路や歩道の改良整備やカーブミラー、ガードパイプ等の安全施設の整備、適正な横断歩道や信号機の設置等が必要であり、警察や県、関係団体などと連携し、適切な対策を講じていくことが必要です。

図 高齢者関連の事故件数



資料：瑞浪市

## めざす姿（生活像）

### めざす姿 ～まちの状態～

定期的に青色回転灯防犯パトロール車がまちを巡回し、防犯と防犯意識の啓発につながっています。

LED防犯灯が、安全安心なまちづくりに役立っています。

交通安全に対する施策が充実し、事故がなく、高齢者や子どもが安心して生活できるまちとなっています。

### めざす姿 ～市民の暮らし～

市民が積極的に防犯活動に参加することで、地域の安全が保たれ、地域の絆も深まっています。

## 施策の内容と主な事業

### (1) 地域ぐるみの防犯活動の推進

青パト資格取得講習会の開催など、地域住民による防犯活動がスムーズに実施できるように支援します。

青色回転灯防犯パトロール車両の整備及び任意保険への加入など、地域住民が安心して防犯活動を実施できるような環境の整備を進めます。

【主な事業】 防犯活動推進事業

(2) 防犯設備の整備

既存の防犯灯約 3,500 基及び地域からの防犯灯の新規要望に対するLED防犯灯の設置を進めます。

「絆メール」を活用し、市内で起きた犯罪や不審者情報などの防犯情報を迅速に発信します。

【主な事業】 防犯灯設置事業、絆メール送信事業

(3) 地域の交通安全対策

危険箇所の情報を市民と行政が共有するとともに、区画線、ガードパイプ、カーブミラーなどの交通安全施設の整備を推進します。

幼稚園の園児や小学生の児童に対して、交通安全教室を実施します。また、警察・交通安全協会と連携し、高齢者への交通安全啓発活動を推進します。

地域住民・交通安全協会と連携し、街頭指導を実施することにより、小学生の登下校時の安全を確保します。

【主な事業】 交通安全対策整備事業、交通安全教室事業、まめなかな訪問事業（高齢者対象）

目標指標					
現状値	目標値		現状値	目標値	
平成 24 年	平成 30 年	平成 35 年	平成 25 年	平成 30 年	平成 35 年
交通安全教室参加者の割合			防犯や交通安全対策が推進され、安全で安心なまちと感じる市民の割合		
23.3%	24.0%	24.0%	60.7%	63.7%	66.7%
青色回転灯防犯パトロール実施回数					
567 回	600 回	600 回			
LED防犯灯設置率					
19%	90%	100%			
絆メール登録者数					
3,904 人	5,000 人	6,000 人			

協働のまちづくりの考え方

安全・安心な生活を送るため、市民や団体、行政がそれぞれの役割を分担して、地域防犯力の向上や安全意識、交通モラルの向上に努めることが大切です。

市民 の役割	団体・事業者など の役割	行政 の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>日頃から高い防犯意識や交通安全意識を持ち、地域の安全安心のために、防犯活動や交通事故の防止に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民に防犯パトロールへの参加を呼びかけるなど、防犯活動への取り組みに努めます。</li> <li>行政及び地域住民と協力して、交通安全教室の開催や交通安全啓発活動などへの取り組みに努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の防犯意識の向上を図るため、積極的な情報提供に努めるとともに、地域が主体となった防犯活動の支援を行います。</li> <li>交通安全啓発活動や安全施設の整備を推進します。</li> </ul>

## 6 市民生活

担当課 市民協働課、商工課

### 現状・課題

生活を行う中で生じる困りごとや悩みごとは、子育てや介護、労働環境、法律関係など多岐にわたります。本市では、このような困りごとなどに対応するために各種相談窓口を設置し、問題解決に向けた支援を続けています。また、行政だけではなく、各専門機関や民間団体などの設置する相談窓口も充実しており、市民が相談しやすい環境づくりが推進されています。今後も、相談窓口の周知とともに、関係機関が連携を強めることで、複雑化する市民からの相談に適切に対応できる体制づくりが求められています。

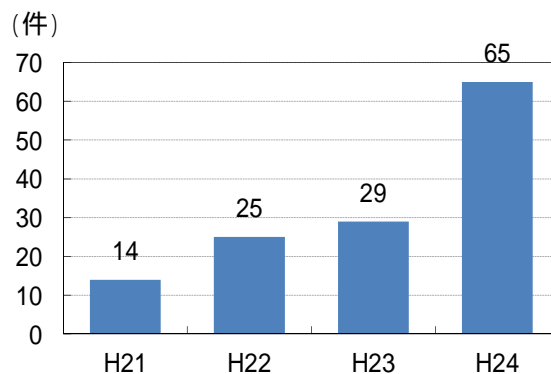
特に、近年増加傾向にある消費生活相談には、インターネットや携帯電話に関連したトラ

ブルや、悪質商法の被害など、年齢や性別を問わず相談が寄せられていることから、市民向けの消費者教育の充実など、被害にあわないための啓発活動を強化する必要があります。

一方、勤労者福祉についても、中小零細企業が多く、そこで働く勤労者の労働環境は厳しい状況であり、勤労者生活及び住宅資金融資の支援制度をさらに充実し、勤労者の生活を支援していくとともに、企業の退職金共済制度への加入を促進することにより、勤労者の労働環境の改善を図る必要があります。

同時に、女性や障がい者、高齢者が就職しやすい環境づくりの支援や、就職活動全般を支援するための情報提供が求められています。

図 消費相談件数



資料：瑞浪市

### めざす姿（生活像）

#### めざす姿 ～まちの状態～

一人で悩まず、気軽に相談できる環境が整備されています。  
誰もが生きがいを持って働けます。

#### めざす姿 ～市民の暮らし～

困りごとを相談できる家族や友人がいます。  
困りごとを相談できる機関やサービスの存在を知っています。  
悪質商法等の消費者トラブルに巻き込まれない知識や情報があります。

### 施策の内容と主な事業

#### (1) 市民相談体制の充実

広報誌等を活用し各種相談事業に関する周知を行うとともに、市民が気軽に相談できる環境づくり

を進めます。

人権擁護委員による人権・こまりごと相談や行政相談員による行政相談など、外部団体による相談の支援に努めます。

関係機関との連携を強化し、多様化、複雑化する問題に対応できる相談体制の構築を図ります。

【主な事業】 人権啓発事業、市民相談開催事業

(2) 消費者の保護

東濃西部広域行政事務組合による消費生活専門相談員の巡回相談の周知に努めるとともに、より一層の充実を図ります。

市の広報誌やホームページなどを活用し、消費生活に関する情報提供や消費者教育に努めます。

幅広い年齢層の市民を対象に消費生活講座を開催し、消費者トラブルに巻き込まれない知識を持った市民の育成に努めます。

【主な事業】 消費者啓発事業、消費者相談事業

(3) 勤労者支援の充実

生活安定資金、住宅資金の融資制度のPRに努め、勤労者の生活支援に努めます。

地域住民の生活安定と福祉向上を図るため、事業者や求職者への情報提供を積極的に行います。

【主な事業】 勤労者生活資金融資事業、勤労者住宅資金融資事業、中小企業退職金共済促進事業

目標指標					
現状値	目標値		現状値	目標値	
平成 24 年	平成 30 年	平成 35 年	平成 25 年	平成 30 年	平成 35 年
消費生活講座の参加者数			身近な困りごとを相談できる人や場所がある人の割合		
365 人	400 人	400 人	73.0%	75.0%	77.0%

協働のまちづくりの考え方

安全・安心な生活環境の実現には、市民一人ひとりが日頃から家族や身近な人とのコミュニケーションを密にすることや、トラブルに巻き込まれないための知識や対処法を身につけることが大切です。行政や関係機関は、トラブルを未然に防ぐための情報や学習の機会の提供等とともに、相談環境の充実など、トラブルに遭遇した市民の支援に努めます。

市民 の役割	団体・事業者など の役割	行政 の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 心配ごとや不安が生じた場合は、家族や友人など、身近な人に相談できる人間関係づくりを心がけます。</li> <li>・ 消費生活トラブルに巻き込まれないよう講座等への積極的な参加に努めます。</li> <li>・ 家族や友人など、身近な人の様子に注意を払い、トラブルを未然に防ぐよう声掛け等を心がけます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権擁護委員、行政相談員等は市などの公的機関と連携し、市民からの相談に対応します。</li> <li>・ 専門的な知識を有する企業や団体は、市民を対象とする無料相談会などの実施に努めます。</li> <li>・ 事業所等は、労働環境や労働条件の改善をし、女性の就業、高齢者や障がい者の雇用拡大に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的機関や民間団体が実施している相談窓口の周知に努めます。</li> <li>・ 情報の提供や消費生活講座等を実施することで、各種トラブルから市民を守るよう努めます。</li> <li>・ 求人情報コーナーや市ホームページを活用し、求職者に対する情報提供に努めます。</li> </ul>

## 用語解説

1 循環型社会	<p>環境出前講座 各種団体等に対し環境課職員が出向き、ごみの捨て方を主体とした講座を開きます。</p> <p>4R Refuse(リフューズ)、Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)の頭文字をとったもの。</p> <p>リフューズ: 不必要なものを買わない、もらわない、断ること。(レジ袋、包装紙、割り箸を断る等)</p> <p>リデュース: ごみの量を減らすこと。(使い捨て商品なるべく使わない、料理は材料を無駄なく使う等)</p> <p>リユース: 一度使用したものをそのままの形で再利用すること。(ビール瓶、一升瓶等のリターナブル瓶、使える服等を人に譲る等)</p> <p>リサイクル: 一度使用したものを廃棄せず再資源化して利用すること。(牛乳パックや段ボールをトイレットペーパーや新聞紙にする等)</p>
2 環境保全エネルギー	
3 公共交通	<p>コミュニティバス 公共交通確保のため、市が運行するバス</p> <p>買い物弱者 「高齢化の進行」や「人口の減少」「地域の衰退」等により、買い物、医療、交通といった日常生活に不可欠な生活インフラが弱体化した地域で食料品等の日常の買い物が困難な状況におかれている人</p> <p>デマンド型交通 利用者の要求に対応して運行するバス等の交通制度</p>
4 消防・防災	<p>防災士 社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有するものとして、NPO 法人日本防災士機構が認定した人。</p> <p>プレホスピタル・ケア 急病人などを病院に運ぶまでに行う応急手当。</p> <p>絆メール 市が、事前に登録された方の携帯電話などに配信する、防災・防犯情報メール。気象警報、地震に関する情報、緊急情報、不審者の目撃などの防犯情報を配信します。</p> <p>ドクターカー・ドクターヘリコプター 救急医療用の医療機器を装備若しくは積載し、医師と看護師がいち早く傷病者に接触し医療行為を開始する事を目的に、救急現場等に向かうために搭乗する専用の自動車(傷病者の搬送は救急車)及びヘリコプター(傷病者搬送も行う)。</p>
5 防犯・交通安全	<p>LED防犯灯 発光ダイオードを使った防犯灯で、蛍光灯より消費電力が少なく寿命が長い。二酸化炭素の排出量が少なく、環境にやさしい。</p>
6 市民生活	<p>消費者トラブル 定義は明確に定められていませんが、一般的には「最終消費者として購入した商品・サービスおよびその取引をめぐって生じる消費者の被害または不利益の問題」であると考えられています。</p> <p>東濃西部広域行政事務組合 瑞浪市、多治見市、土岐市を構成市とする一部事務処理組合</p>

**基本方針3**

**自然と調和した快適で暮らしやすいまち**

**(都市基盤分野)**

- 1 道路・河川
- 2 まちなみ
- 3 住環境
- 4 上下水道

# 1 道路・河川

担当課 土木課

## 現状・課題

本市における主要交通軸は、市の中央を東西方向にJR中央本線・中央自動車道・国道19号が横断し、市内北部・南部・東部そして中央部の各地区を結ぶ県道や主要市道によって構成されています。また、各地区内では生活道路として市道や里道がその役割を担っています。

あわせて、2027年の開業を目指すリニア中央新幹線の間駅が中津川市西部地域に計画されており、東濃地域への大きな経済波及効果が期待されています。今後、この機会を最大限活用するために、瑞浪恵那道路（国道19号）など連絡道路の整備促進が求められています。

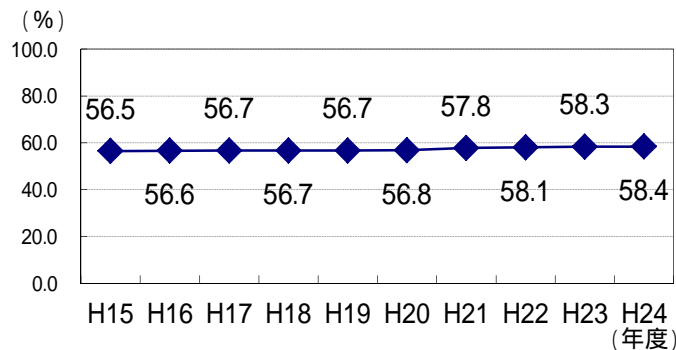
また、橋梁の老朽化などインフラの安全面に対する関心も高くなってきており、平成25年3月に見直された瑞浪市道路網計画等に基づい

た、効率的な都市インフラの維持保持と耐震化などが求められています。

地域の生活道路については、本市が、市道改良率の向上に努めるとともに、市民が、道路や公園の里親となり、美化活動を行う里親制度が定着してきており、今後も制度の周知や活動の支援を行うことで、協働による維持管理を進展させることが求められています。

河川については、土岐川や日吉川等、県事業により順次整備が進んでいますが、北部や南部の市が管理する小河川では、いわゆるゲリラ豪雨による災害も危惧され、治水安全度の高い河川改修とともに、水辺空間を活用した憩いの場や交流の場としての空間整備が求められています。

図 市道改良率



資料：道路施設状況調査

## めざす姿（生活像）

### めざす姿 ～まちの状態～

道路や橋梁の耐震化が進み、災害に強い都市基盤が整備されています。

広域的な都市間の交流を促進するための交通軸が整備されています。

交通安全機能やユニバーサルデザインに配慮した道路が整備されています。

### めざす姿 ～市民の暮らし～

身近な生活道路が整備され、日々の生活が便利で快適になっています。

市民が、生活道路は地域で維持するという協働感覚を持っています。

## 施策の内容と主な事業

### (1) 幹線道路・生活道路の整備

国・県と協力体制を構築し、瑞浪恵那道路（国道19号）の事業の推進を図ります。

地元説明会をはじめ、土地所有者に対する説明会を丁寧に実施し、関係者の理解・協力を得ながら事業を進めます。

幹線道路及び生活道路の維持・保全に努めるとともに、住民生活がよりよいものになるように道路網の整備を推進します。



【主な事業】 瑞浪恵那道路（国道19号）の整備促進事業、天徳・本郷線道路改良事業、市単側溝等道路改良事業

(2) 防災や安全に配慮した道路整備

橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の修繕を行い、通行の安全確保に取り組みます。  
 通学路の安全点検によって危険個所の解消などを行い、安全な歩行空間を整備します。  
 ユニバーサルデザインに配慮した高齢者や障がい者にやさしい道路環境を整備します。

【主な事業】 橋梁長寿命化修繕事業、防災安全交付金事業、道路災害防止 JR 関連改良事業

(3) 地域との協働による道路の維持管理

里親制度をPRし、参加団体数の増加に取り組むことで、市民と協力して道路の維持管路を行います。

区長会等の地域団体と行政が情報を共有することで、互いの役割を理解し、協力して道路の維持管理に取り組みます。

【主な事業】 道路・河川維持管理事業（里親活動）

(4) 安全な河川と豊かな水辺環境の保全

集中豪雨などに伴う浸水被害を防ぐため、県との連携体制を強化し、河川改修工事の整備促進を図ります。

自然豊かな水辺環境の維持に努めるとともに、ウォーキングコースの整備など、憩いの場、交流の場としての整備を図ります。

【主な事業】 広域河川改修事業（土岐川の整備促進）、用悪水路河川改修事業

目標指標					
現状値	目標値		現状値	目標値	
平成24年	平成30年	平成35年	平成25年	平成30年	平成35年
市道改良率			必要な道路が整備され、安全で快適に生活ができていると感じる市民の割合		
58.41%	58.80%	59.13%	63.3%	65.3%	67.3%
長寿命化修繕が未完了の橋梁の数					
86橋	64橋	41橋			
里親制度により環境維持されている路線数					
120路線	126路線	132路線			

協働のまちづくりの考え方

道路や河川は市民共有の財産という視点から、行政による施設の維持管理に加え、市民による危険個所の通報や、草刈や道路清掃、植樹柵手入れなど市民による生活道路の美化・保全活動を推進することが大切です。

市民の役割	団体・事業者などの役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>道路の穴等危険個所を発見した時には、速やかな通報を心がけます。</li> <li>里親制度などへの積極的な参加に心がけます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>里親制度に登録し、定期的な環境維持への協力を心がけます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路の維持管理を適切に行い、安心な暮らしを確保します。</li> <li>里親制度の周知や支援を積極的に行います。</li> </ul>

<p>関連計画</p>	<p>瑞浪市道路網計画 本市の現況交通特性を把握し、効率的・効果的な路線・区間の整備優先順位を設定し、道路網計画として取りまとめ、今後の道路関連の施策検討に活用する計画。</p> <p>橋梁長寿命化修繕計画 市が管理する橋梁339橋の内、主に橋長15m以上の主要な橋梁86橋について点検した結果をもとに重要度及びコストを算定して効率的な維持修繕を行うための計画。</p>
-------------	---

## 2 まちなみ

担当課 都市計画課

### 現状・課題

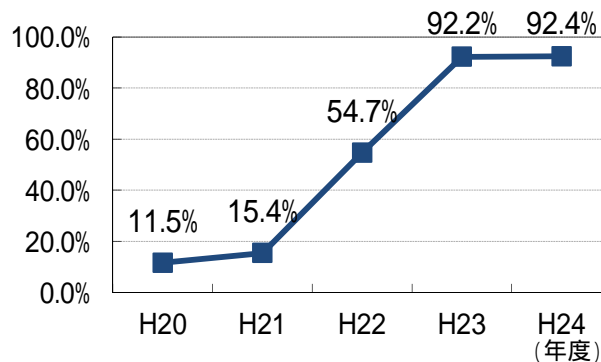
本市は平成24年3月15日に景観行政団体となり、景観法に基づいた景観計画の策定を目指しています。

現状把握のために行った景観に関する市民アンケートの結果では市民の約80%は、良好な景観形成のためになんらかのルールを設けることが必要と考えており、これを踏まえ、全市的な景観づくりの方向性と緩やかなルールを示していく必要があります。将来的には、地域に根差した歴史や文化が感じられるまちなみを整備推進することで、市民が自分たちのまちに誇りを持ち、暮らし続けたいと感じられるまちなみの構築が求められています。

一方、屋外広告物の管理については、未だ違法な屋外広告物が数多く存在する状況であり、快適な生活空間を確保していくために、違反屋外広告物などを早期に発見し、是正を行うことで市内全域の景観の向上が求められています。

また、本市には31の都市公園と35の児童公園が整備され、老朽化した施設の更新及び修繕などの予防保全を行っており、市民の憩いの場として安全により楽しく利用していただくために適切な維持管理を行っています。今後も、地域と行政が連携して公園の美化・維持管理を行い、美しいまちなみづくりを推進することが大切です。

図 安全基準に適合した都市公園遊具整備率



資料：瑞浪市

### めざす姿（生活像）

#### めざす姿 ～まちの状態～

地域の自然や歴史・文化と調和した、魅力あるまちなみとなっています。  
雑多な屋外広告物が整理され、落ち着いたまちなみとなっています。  
公園が適切に維持管理されています。

#### めざす姿 ～市民の暮らし～

美しい郷土に誇りを持つことができ、心豊かな生活が送れます。  
安心して公園を利用でき、元気で楽しい生活が送れます。

### 施策の内容と主な事業

#### (1) 地域と連携した景観の向上

市全域を景観計画区域に指定し、良好な景観の形成に向けて具体的な取り組みを進めます。  
市を代表する景観や景観づくりに積極的に取り組みたい地区などを景観計画重点区域に指定し、住民全体による景観づくりに取り組みます。

【主な事業】 景観計画策定事業、街なみ環境整備事業

(2) 屋外広告物の適正化

屋外広告物管理システムの運用により、違反広告物等の是正を行い市域景観の向上を図ります。  
屋外広告物法に基づく岐阜県屋外広告物条例により、適正な屋外広告物の掲出を推進します。

【主な事業】 屋外広告物管理事業、岐阜県屋外広告物条例・施行規則

(3) 地域との協働による公園の維持管理

老朽化する遊具を再整備することで事故を未然に防止し、安心して利用できる遊び場を提供します。

環境美化に努め、憩いの広場としての利用増加を図ります。

公共施設維持管理里親制度の活用も含め、地元自治会等と協力して維持管理を行います。

【主な事業】 都市公園遊具等整備事業、公園維持管理事業、公共施設維持管理里親制度推進事業

目標指標					
現状値		目標値		目標値	
平成 24 年	平成 30 年	平成 35 年	平成 25 年	平成 30 年	平成 35 年
屋外広告物管理件数			自分のまちに誇りの持てる、魅力あるまちなみだと感じる市民の割合		
150 件	270 件	370 件	47.7%	50.7%	53.7%
公共施設維持管理里親数（都市公園）					
14 団体	17 団体	20 団体			
遊具の整備率					
92.4%	100.0%	100.0%			

協働のまちづくりの考え方

このまちで暮らしたい、暮らし続けたいと感じられるまちなみを創り上げるために、市民、各種団体、行政が互いに連携し、それぞれの役割を果たすことで、歴史や文化、豊かな自然などを活かした良好な景観の保全・創造に取り組むことが大切です。

市民 の役割	団体・事業者など の役割	行政 の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好な景観形成のために、市民一人ひとりが出来ることから取り組むことを心がけます。</li> <li>・ 里親制度に積極的に参加し、身近な公共施設の美化・保全を心がけます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 魅力あるまちなみづくりへの取り組みに努めます。</li> <li>・ 里親制度の活用により、団体として身近な公共施設の美化・保全活動に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民アンケート等により、市民の意見をまちなみ施策に反映します。</li> <li>・ 景観計画の策定や景観条例の制定を行います。</li> <li>・ 公園の適切な管理を行います。</li> </ul>

関連計画	瑞浪市景観計画（策定予定） 市民、事業者、行政が協力し、瑞浪市の優れた景観を形成することを目的として、景観法第8条の規定に基づき策定する計画。
	瑞浪市都市公園施設長寿命化計画 利用者の安全確保、施設のライフサイクルコスト縮減の観点から、老朽化が進む施設の適切な修繕や計画的な改築など、予防保全的管理に係る取組みを推進することを目的とした計画。
	都市計画マスタープラン 人口構造の変化など、都市を取り巻く様々な社会経済情勢の変化に対応した都市の望ましい将来像や、都市づくりの基本的な方向性について、考え方を示す計画。

# 3 住環境

担当課 都市計画課、土木課

## 現状・課題

本市の住環境について、市街地においては、これまで区画整理事業などの推進により、現行用途地域の半分以上の地区で基盤整備がなされてきています。しかし、人口減少や住宅需要の落ち込みなど、地域活力が失われつつあり、地域の特性を踏まえた適正な土地利用の誘導やより快適で暮らしやすい生活環境の確保が課題となっています。

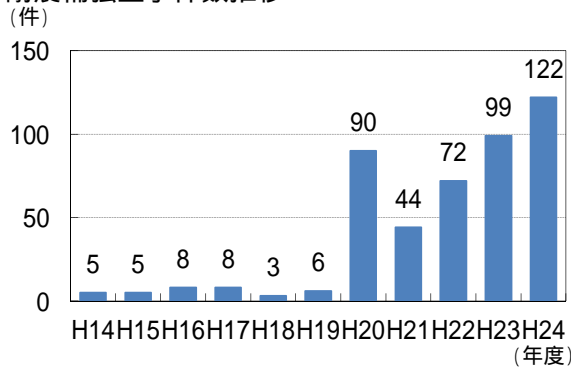
市営住宅については、住宅に困窮している方を対象として、本市では518戸の市営住宅を管理しています。しかし、築30年以上経過したものが8割を占め、また、一部は、利便性の低い地区に立地するなどの問題があります。そのため住宅マスタープランや長寿命化計画に基づき、住宅の用途廃止や改善、適正な維持管理

などを行っていくことが必要です。

建築物の耐震化については、耐震改修促進計画に基づき、市内の建築物の耐震化を促進するため、耐震診断と合わせて耐震補強工事に対する補助制度を実施しています。今後発生が予想される大規模地震に備え、より一層の制度の周知と活用を推進していく必要があります。

平成13年から継続して実施している地籍調査事業は、市域面積175km<sup>2</sup>のうち167.56km<sup>2</sup>が要調査面積となっており、平成24年度末までに面積換算で23.2%が完了しています。今後も、土地に関するトラブルの防止や災害時の早期復旧、公共事業の円滑な実施、公正な課税等を図るため、計画的な事業の推進が求められています。

図 木造住宅耐震診断・耐震補強工事件数推移



資料：瑞浪市

## めざす姿（生活像）

### めざす姿 ～まちの状態～

住宅の供給が安定的に行われ、市内で暮らし始められる環境が整っています。

市営住宅が適切に維持管理され、誰もが安心して暮らせます。

耐震化が進み、災害に強いまちになっています。

### めざす姿 ～市民の暮らし～

安心して快適な住環境の中で、生き生きとした生活をしています。

災害に強い住環境の整備に取り組んでいます。

適切な財産管理、良好な近隣関係が保てることで、不安の無い生活を送っています。

## 施策の内容と主な事業

### (1) 安全・安心で快適な住環境の整備

木造住宅無料耐震診断や木造住宅耐震補強工事補助事業を推進し、地震による住宅での人的被害を減らします。

生活を始めるための支援制度や空き家の有効活用など、市内への定住・移住を促進するための取り組みを進めます。

土砂災害を未然に防ぐため、緊急性などを調査しながら、急傾斜地崩壊対策に継続的に取り組

みます。

都市の現状や時代に即した用途地域の考え方について整理を行い、特定用途制限地域の指定を含めた用途地域の見直しを行います。

【主な事業】 耐震診断促進事業、耐震補強工事補助事業、転入者サポート事業、空き家バンク事業、急傾斜地崩壊対策事業

(2) 計画的な市営住宅の維持管理

市営住宅長寿命化計画に基づき、良質な住宅ストックの改善や修繕を実施し、長期活用に向けた事業を推進します。

耐震基準を満たさない住宅等の入居者の住替えを誘導し、用途廃止及び取り壊しを推進します。

【主な事業】 市営住宅長寿命化事業、市営住宅維持管理事業

(3) 地籍調査の推進

計画的に地籍調査を実施します。

精度の高い測量成果の活用をすすめるため、国土調査法第19条5項申請を行う測量に対する補助事業を行います。

【主な事業】 地籍調査事業

目標指標							
現状値		目標値		現状値		目標値	
平成 24 年	平成 30 年	平成 35 年	平成 25 年	平成 30 年	平成 35 年		
市営住宅の長寿命化改修未対応の戸数			防災対策等が整い、安心して快適な住環境で暮らしていると感じる市民の割合				
320 戸	222 戸	0 戸	53.1%	56.1%	59.1%		
木造住宅無料耐震診断実施件数							
427 件	1,027 件	1,527 件					
木造住宅耐震補強工事補助件数							
21 件	53 件	73 件					
地籍調査進捗率							
23.2%	33.4%	43.7%					

協働のまちづくりの考え方

住宅の耐震化を含めた住環境の向上を市民と行政が連携しながら推進します。また、市内への定住・移住を推進するために、市の魅力を高め、市内外に発信することが必要であり、日ごろから市民と行政が情報を共有しながら、積極的に各種の施策を推進することが大切です。

市民の役割	団体・事業者などの役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>木造住宅無料耐震診断等を積極的に行い、自分の命は自分で守るよう心がけます。</li> <li>市内への移住・定住を促進するための取り組みへの協力を心がけます。</li> <li>地権者として地籍調査事業に協力します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政とともに各種制度のPRや専門的なアドバイスに努めます。</li> <li>市内への移住・定住を促進するための施策への協力に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人住宅の耐震化に対する支援を継続します。</li> <li>市内への移住・定住を促進するための施策を積極的に行います。</li> </ul>

関連計画	<p>瑞浪市市営住宅長寿命化計画 市営住宅の安全で快適な住まいを長期間にわたって確保するため、予防保全的な観点から修繕や改善の計画を定め、長寿命化による更新コストの削減と事業量の把握を目的とした計画。</p> <p>瑞浪市住宅マスタープラン 地域の特性に応じ、都市計画や福祉施策、環境・防災対策などと関連した総合的な住宅施策の基本とするための計画。</p> <p>瑞浪市耐震改修促進計画 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)により、耐震化率を高めるため、市が定める建築物の耐震化計画。</p> <p>都市計画マスタープラン 人口構造の変化など、都市を取り巻く様々な社会経済情勢の変化に対応した都市の望ましい将来像や、都市づくりの基本的な方向性について、考え方を示す計画。</p>
------	---

# 4 上下水道

担当課 上下水道建設課

## 現状・課題

市民の生活基盤として必要不可欠な水道施設については、未給水地域の解消に向けた取り組みを推進してきた結果、平成 24 年度末の水道普及率は 99.7%となっています。今後は、老朽化した管路などの水道施設の更新や改修に加え、避難所・病院などの災害時に重要な施設への配水管や老朽化が進行している配水池の耐震化を推進する必要があります。

下水道管についても、その寿命が 50 年と言われており今後多くの管路が寿命を迎えることとなります。このため、長期的な事業計画に基づいた更新や改修の必要があります。

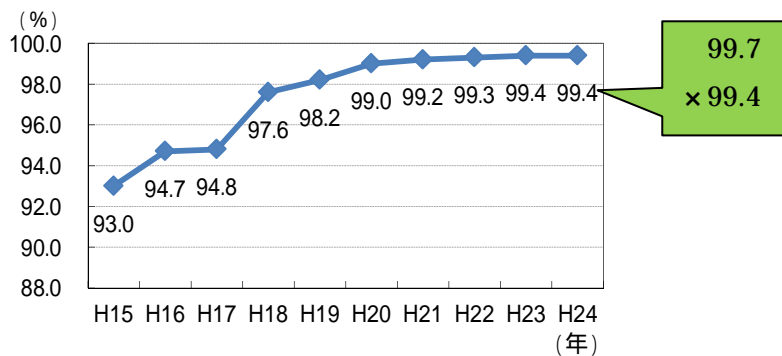
また、浄化センターは耐震設計の基準が変わ

った昭和 56 年以前に建設された建物が多く、耐震化を図るとともに、施設の機能強化を進める必要があります。

平成 24 年 4 月現在の水洗化率は 75.59%となっており、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽により、効率的に全市内水洗化を推進することが求められています。

さらに、農業集落排水や合併処理浄化槽から発生する汚泥及びし尿の処理施設である衛生センターは昭和 56 年の建設であり、適切な処理を安定して行うためにも、更新が必要な時期にきています。

図 水道普及率



資料：瑞浪市

## めざす姿（生活像）

### めざす姿 ~まちの状態~

上下水道施設の耐震化が図られ、災害に強いまちになっています。  
公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽により、全市域で水洗化が進んでいます。

### めざす姿 ~市民の暮らし~

安全な水が安定して提供されています。  
水質浄化への意識が高く、衛生的な生活をしています。

## 施策の内容と主な事業

### (1) 水道水の安定供給

避難所、病院などの災害時に重要な施設への水道管の耐震化工事を行い、非常時にも断水しない施設整備を進めます。

配水池の耐震化を進め、緊急時の飲料水確保と安定供給に努めます。

県が整備する大容量送水管整備事業にあわせ、計画的に市上水道の耐震化を進めます。

【主な事業】 緊急時給水拠点確保事業、市原配水池整備事業、岐阜県営水道大容量送水管整備事業

(2) 上下水道施設の計画的な更新

老朽管更新計画に基づき計画的に水道管の更新を行います。  
 下水道長寿命化計画に基づき計画的に下水道管の改築・更新(管更生)を行います。  
 浄化センター建築物の耐震診断を行い必要な耐震補強を実施します。  
 老朽化した衛生センターに代わり、下水道施設を有効利用した共同処理を推進します。

【主な事業】 水道管路耐震化等推進事業(老朽管更新)、下水道長寿命化事業、耐震補強事業、  
 汚水処理施設共同整備事業

(3) 水洗化の計画的な促進

釜戸地区、稲津町小里地区の公共下水道整備を計画的に行います。  
 公共下水道事業・農業集落排水事業以外の区域は、合併処理浄化槽の導入を積極的に推進し、  
 市内全域の水洗化を目指します。  
 水洗化人口の増加に合わせ、浄化センターの機能強化を図ります。

【主な事業】 公共下水道汚水管渠整備事業、合併処理浄化槽設置補助事業、水処理設備増設事  
 業、汚泥処理設備増設事業

(4) 経営の健全化

新地方公営企業会計基準により、効率的かつ弾力的な経営管理を実施します。  
 地方公営企業法を適用し下水道事業の財務規律を確立することで、事業運営の透明性を図りま  
 す。

【主な事業】 水道事業経営適正化事業、下水道事業経営適正化事業

目標指標					
現状値	目標値		現状値	目標値	
平成 24 年	平成 30 年	平成 35 年	平成 25 年	平成 30 年	平成 35 年
基幹上水道管路の耐震化率			水洗化推進により、市内を流れる川、身近な水路がきれいになったと感じている市民の割合		
52.91%	57.43%	61.20%	62.3%	64.3%	66.3%
下水道長寿命化事業の進捗率					
2.14%	24.36%	42.89%			
水洗化率					
75.63%	85.25%	91.11%			
上水道事業経費回収率					
88.07%	89.93%	90.65%			

協働のまちづくりの考え方

水道水の安定供給には、緊急時の飲料水確保のための整備を行うとともに、一人ひとりが水の有効利用に努めることが大切です。また、河川などの公共用水域の水質浄化を図るために、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で水洗化し、家庭等からの雑排水流出の削減などに努めることが大切です。

市民の役割	団体・事業者などの役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>水道水を大切に使うよう心がけます。</li> <li>河川の水質浄化のため積極的な水洗化に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水設備の衛生的な管理に努めます。</li> <li>排出する処理水の適切な管理に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全でおいしい水の提供に努めます。</li> <li>下水道整備を行う地区の地元説明会で接続に関する周知を図ります。</li> <li>合併処理浄化槽の設置に向けた支援を行います。</li> </ul>

関連計画 下水道長寿命化計画( 期～ 期) 布設された下水道管をその耐用年数を迎える前に計画的に改築・更新を行い、下水道としての機能を保つとともに要する費用の平準化を目的とした計画。  
 老朽管更新(耐震化)計画( 期～ 期) 限りある予算の中で、耐震性の低い老朽管の耐震管への更新を、その優先度から順位を定め、効率的に更新を行うことを示した計画。

## 用語解説

1 道路・河川	里親制度 道路等の公共施設の美化、保全活動を行う市民活動団体に対し支援を行い、以て道路等の環境を維持する。
2 まちなみ	景観行政団体 景観法に基づいて良好な景観形成のための具体的な施策を実施していく自治体のことを景観行政団体といいます。 景観計画 景観計画とは、景観法の基本となる仕組みで、景観行政団体が景観行政を進めるための基本的な計画です。 屋外広告物 屋外広告物とは、商業広告に限らず「常時又は一定の期間継続して」、「屋外で公衆に表示されるもので」、「看板、はり紙・はり札、広告塔及び建物その他のものに表示・掲出されたもの等」をいいます(屋外広告物法)。 景観計画区域 景観計画の及ぶ区域 景観計画重点区域 景観計画区域の中で、さらに重点的に景観形成を図る区域 公共施設維持管理里親制度 市道並びに市内の河川及び公園等の維持管理を図るとともに、きれいな街づくり、地域づくりを推進するために、公共施設の美化・保全活動を行う市民活動団体(里親)に対し支援を行う制度
3 住環境	用途地域 都市の将来のあるべき土地利用を実現するため、建築物の用途・容積・形態について制限を定める地域です。 耐震化 強い地震でも建築物が倒壊、損壊しないように補強すること。また、そのような構造に造り替えること。 地籍調査 地籍調査とは、主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査です。 木造住宅無料耐震診断 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て木造住宅で診断の申し込みをされた方に、無料で木造住宅耐震相談士を派遣し、建物の診断及び補強工事をする際の費用を概算いたします。(条件有・募集戸数には限り有) 木造住宅耐震補強工事補助 昭和56年5月31日以前に建設された個人の木造住宅について、耐震補強工事を実施する際に、行政が耐震補強工事に要する費用の一部を助成(補助)するものです。(補助要件有・募集戸数には限り有) 特定用途制限地域 用途地域が定められていない土地の区域内において、その良好な環境の形成や保持のため、その地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途が定められる地域です。
4 上下水道	農業集落排水 農村生活の環境改善や農業用排水の水質保全を目的とし、農業集落におけるし尿や生活排水を処理する汚水処理施設 公共下水道 おもに市街地の下水を排除するために市が整備する管路設備・処理施設・ポンプ設備などの総体。 合併処理浄化槽 し尿と生活雑排水を併せて処理する施設。排水源の敷地内またはその付近で個人または数軒で設置する。 岐阜県営水道大容量送水管整備事業 老朽化した東部広域水道の既設送水管とは別ルートで、緊急時の応急給水のための貯留機能を合わせ持った送水管を整備する事業。 下水道長寿命化事業 下水道管路施設の老朽化による日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止するため、耐震化等の機能向上も考慮し計画的に改築、更新を行う事業。 管更生 老朽化した下水道管の中に新しい管を内側から作る工事の方法。掘削しないので交通規制などの付近への影響が少ない。 地方公営企業法 地方自治体が経営する企業(地方公営企業)の組織、職員の身分、経営の基準などを定めた法律。この法律に基づく会計処理方法に移行することにより、経営状態の把握がしやすくなる。



## 基本方針4

# まちの魅力を活かした活力あるまち

(産業経済分野)

- 1 農林業
- 2 畜産業
- 3 商業
- 4 工業
- 5 観光

# 1 農林業

担当課 農林課

## 現状・課題

本市の農業の現状は、基幹農業従事者の平均年齢が71.5歳と高齢化が著しく進み、後継者不足などから経営耕地面積が減り続け、販売農家についても減少しています。こうしたことから、耕作放棄地の増加が問題となっており、地域の担い手育成や農地集積を促進し、効率的な強い農業とする必要があります。

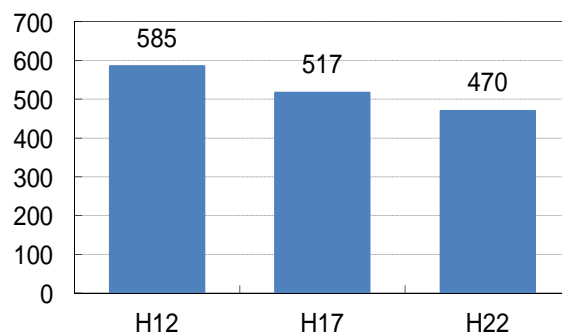
一方、農産物等直売所「きなあた瑞浪」がオープンし、農家が育てた野菜等の販売ルートが整備されたことにより、農業への取り組みが活発化しています。

今後は、まこもたけなど特産品の生産を促し、持続可能な農業を行っていくとともに、消

費者や商工、観光、学校等の関係者が連携して、地元の野菜を消費する地産地消の取り組みを進めていくことが求められています。

本市の森林面積は12,206haであり、そのうち約36%が木材生産等を目的とする人工林です。近年、木材価格の下落が続き、林業に携わる人の大幅な減少や、放置される山林が増加しており、里山等の荒廃化が危惧されています。森林は、単なる木材生産の場ではなく、水源涵養や環境資源など多面的な機能を有しており、健全な森林環境を保全していく必要があります。そのため、作業道や林道を整備し、効率的な林業を進行していく必要があります。

図 経営耕地面積 (ha)



資料：世界農林業センサス

## めざす姿（生活像）

### めざす姿 ～まちの状態～

農地が保全され、快適な農村環境が維持されています。  
山林の手入れが行き届き、美しい景観が保たれています。

### めざす姿 ～市民の暮らし～

地元の新鮮な野菜を購入できる機会が増えています。  
直売所に農家が安全安心で新鮮な野菜を出荷し、市民がその野菜を購入する環境が整っています。  
農家が農産物を販売することで、農業所得が向上しています。

## 施策の内容と主な事業

### (1) 農地の整備・管理

ほ場整備や農地集積を促進し、農業施設等を整備することで、生産性の効率化を推進します。  
老朽化している排水路や農道及びため池等の整備を行い、農業施設等の長寿命化を推進します。  
地域による農地等の管理を支援することにより、耕作放棄地の解消に努めます。

有害鳥獣から農作物等を守る取り組みを支援します。

【主な事業】 中山間地域総合整備事業、中山間地域等直接支払交付金事業、有害鳥獣被害防止対策事業

(2) 農家の育成・支援

地域の担い手に農地を集積し、経営拡大を支援するとともに、担い手の育成を推進します。

農業の効率化、経営化を推進するため、集落営農組織の設立支援に努めます。

瑞浪市農産物等直売所へ出荷する農家の育成を支援し、農業を活用した生きがいづくりなど、農業の裾野を広げる取り組みを推進します。

農産物の特産化を進め、農業基盤の強化と地産地消の推進を図ります。

【主な事業】 集落営農組織の設立支援事業、出荷農家育成事業、農畜産物特産品開発事業

(3) 森林の整備・保全

作業道や林道を整備し、森林保全の効率性を高めます。

森林の持つ多面的な機能を維持するため、健全な森林環境の保全に努めます。

【主な事業】 林道維持補修事業、森林・林業対策事業

目標指標					
現状値	目標値		現状値	目標値	
平成 24 年	平成 30 年	平成 35 年	平成 25 年	平成 30 年	平成 35 年
ほ場整備面積			地元の農畜産物を食べるように心がけている市民の割合		
389.0ha	406.5ha	406.5ha	73.4%	75.4%	77.4%
農産物直売所出荷登録者数（市内）					
177 人	230 人	230 人			
間伐等を実施した森林の面積（累計）					
178.13ha	358.13ha	508.13ha			

協働のまちづくりの考え方

農地、農道、用水路等は、集落住民の生活環境を構成する重要な要素です。同様に、集落周辺の山林も、生活環境に大きく影響する要素であり、こうした環境を保全することが大切です。そのため、地域住民や行政、関係団体が協力し、農地の集約、集落営農組織の立ち上げ等、農地や山林の保全に向けた取り組みを行っていく必要があります。また、消費者や事業者が地元農産物への理解を深め、農家や行政と連携して地産地消を推進することも必要です。

市民 の役割	団体・事業者など の役割	行政 の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>集落環境を保全する取り組みへの協力を心がけます。</li> <li>積極的に地元農産物を購入し、するよう心がけます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全でおいしい地元の農産物の提供に努めます。</li> <li>間伐など、森林を守る活動への協力を努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>集落環境を保全する取組を支援します。</li> <li>集落営農組織の立ち上げを支援します。</li> </ul>

関連計画	瑞浪市農業振興地域整備計画 農業の振興を図るべき区域を明らかにし、その土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、市が定める総合的な農業振興計画。
	瑞浪市森林整備計画 森林整備の基本的な考え方やこれを踏まえたゾーニング、森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範、路網整備等の考え方等を定める森林づくりのマスタープラン。
	人・農地プラン 小学校区程度り集落単位で、5年後10年後の地域の農業を誰がどう担っていくかのプランを話し合っ決めてもので、中心となる経営体に農地を集積していく計画。

## 2 畜産業

担当課 家畜診療所・農林課

### 現状・課題

本市の畜産業は、市内主要産業の一つであり、飼養頭羽数においては、東濃3市における大部分を占めています。しかしながら、近年畜産業を取り巻く情勢は、非常に厳しいものがあり、購入飼料価格の高止まり、為替の変動、消費の低迷、担い手不足、海外悪性伝染病の脅威など様々な問題を抱えており、全国的に離農者数が増えている現状です。

酪農は、昭和50年代には、市内で約1,200頭の乳牛が飼養され、県下第3位の生産量を誇っていましたが、高齢化や担い手不足、また生産調整や生産コストの上昇等の理由により、離農、規模縮小があり、現在では240頭までに減少しました。

一方、肉用牛は、一部の酪農家が肉用牛生産に経営転換したこともあり、飼育頭数は約1,000頭と維持されており。また、県内では先進事例である繁殖和牛の耕作放棄地や水田への放牧にも取り組んでいます。

養鶏については、特に企業を中心とした採卵鶏部門が盛んであり、200万羽余りが飼養され、国内でも有数の養鶏地帯となっています。

養豚は、肉豚約3000頭が飼養されており、整合性のある肉質の良さから「瑞浪ポーノポーク」が一般消費者に認知されはじめ、農産物等直売所「きなあた瑞浪」の中心的な商品となっています。県内外からの需要が非常に多く、規模拡大への積極的な取り組みが必要です。

今後は、本市の主要産業である畜産業の持続的な振興を図っていくため、農家戸数及び飼養頭羽数の減少を最大限抑制し、農家の経営安定や防疫強化をより一層図っていく必要があります。また、瑞浪市産の畜産物の供給、良質堆肥の供給、耕作放棄地への放牧等を以て市の活性化や耕畜連携を図っていくとともに、市民生活と調和した畜産環境作りを行っていく必要があります。

図 家畜家禽頭羽数推移

	H16	H18	H20	H22	H24
鶏(羽)	1,845,214	2,204,674	2,049,949	2,118,357	2,095,499
肉牛(頭)	1,109	969	1,012	1,091	1,212
繁殖和牛(頭)	75	39	96	121	121
乳牛(頭)	588	481	388	341	312
豚(頭)	200	0	2,340	2,777	2,631
鶏(羽)	1,845,214	2,204,674	2,049,949	2,118,357	2,095,499

資料：瑞浪市農林課

### めざす姿（生活像）

#### めざす姿 ～まちの状態～

市内の主要産業の一つとして畜産業が存在します。  
遊休農地解消の一助として、繁殖和牛の放牧を実施しています。  
地域環境に配慮した畜産環境が作られています。

#### めざす姿 ～市民の暮らし～

畜産農家が安定した畜産経営を維持できます。  
瑞浪ポーノポークをはじめとする瑞浪市産の畜産物や良質堆肥を購入することができます。  
海外悪性伝染病の発生のない安心した市民生活が作られています。

### 施策の内容と主な事業

#### (1) 畜産経営の安定

県、県畜産協会と連携し、畜産コンサルタント等を実施し、畜産農家の経営の安定を図ります。  
瑞浪ポーノポークのブランド化により養豚経営の安定を図ります。

繁殖和牛による水田放牧を実施し、耕作放棄地の解消と、家畜飼料の低コスト化を図ります。

家畜疾病の予防、診断、的確な治療により農家の損害を防止するため、適切な診療行為の実施や

技術の向上に努めます。

【主な事業】 畜産経営指導事業、水田放牧推進事業、一般損害防止事業、特定損害防止事業

(2) 関係機関と連携した防疫対策

瑞浪市家畜衛生協会と連携し、消毒薬の配布や予防注射の実施など、伝染病の防疫に努めます。

県と連携し、高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫に対して迅速な初動防疫を実施できるように、危機管理体制の強化に努めます。

【主な事業】 瑞浪市家畜自衛防疫強化促進事業、高病原性鳥インフルエンザ対策事業

(3) 市民生活と調和した畜産環境

県と連携し鶏糞の堆肥化処理で発生するアンモニア等の悪臭の原因物を定期測定し、地域住民の理解が得られる畜産環境を目指します。

瑞浪市家畜衛生協会と連携し、殺虫剤の散布等により地域環境との保全に努めます。

【主な事業】 瑞浪市家畜自衛防疫強化促進事業

(4) 畜産を利用した地域活性化

瑞浪ポーノークを中心とした瑞浪市産の畜産物及び料理の供給を図ります。

市内で飼養されている家畜から生産した良質堆肥の供給、及び市内での利用を図ります。

【主な事業】 農畜産物特産品開発事業

目標指標					
現状値	目標値		現状値	目標値	
平成 24 年	平成 30 年	平成 35 年	平成 25 年	平成 30 年	平成 35 年
繁殖和牛の飼養頭数			地元の農畜産物を食べるように心がけている市民の割合		
121 頭	140 頭	160 頭	73.4%	75.4%	77.4%
肉豚の飼養頭数					
2,631 頭	4,000 頭	5,000 頭			
鶏の飼養羽数					
2,095 千羽	1,800 千羽	1,800 千羽			

協働のまちづくりの考え方

本市の主要産業である畜産業を衰退させず、さらに地域活性化の役割を担う産業としていくことが大切です。そのためには、農家、市民、行政がそれぞれの役割を果たせるように、常に連携しながら取り組むことが必要です。

市民の役割	団体・事業者などの役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>瑞浪市産の畜産物の消費拡大を心がけます。</li> <li>瑞浪市産の堆肥の利用を心がけます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営維持ができるように生産性の向上、生産コストの削減に努めます。</li> <li>地域環境との調和を図った経営に努めます。</li> <li>畜産物や堆肥の安定供給をに努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農家の経営安定のため、経営コンサルタント、瑞浪市産の畜産物の供給推進、家畜疾病の予防、診療、情報提供等を行います。</li> </ul>

関連計画	酪農肉用牛近代化計画 酪農経営及び肉用牛経営の近代化を図るための計画。
------	-------------------------------------

# 3 商業

担当課 商工課

## 現状・課題

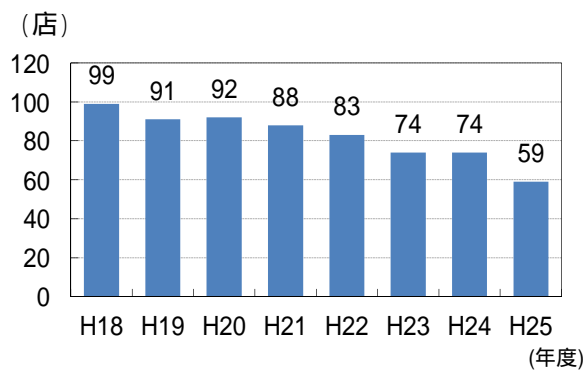
道路網の整備や区画整理事業による宅地化、消費者ニーズの変化等により、商業の重心は瑞浪駅前を中心市街地からその周辺部に移りつつあります。これに伴い、中心市街地の人口も減少し、人口のドーナツ化現象が生じています。また、少子高齢化社会の到来を迎え、自動車を保有しない方等の買い物弱者の増加対策についても、商業施策の大きな課題の一つです。

本市の中心市街地には、医療機関、商業施設、図書館や公民館、地域交流センターといった公共施設が含まれ、周辺地域との交通結節点も域内にあります。

こうした機能を活用し、公的な意味合いを持つ生活拠点として再生する必要があります。また、中心市街地の店舗事業者は、高齢化などによる後継者の確保が課題となっており、空き店舗対策としても商店街の活性化を担う人材の育成が急務となっています。併せて中心市街地だけでなく新規に开店する事業者を支援する制度環境の整備も必要です。

さらに、消費の市外流出が続くことで市内経済の縮小が懸念されることから、地産地消を進め、市内で経済が循環する仕組みを構築する必要があります。

図 中心市街地商店数(瑞浪市商店街連合会組合員数)推移



資料：瑞浪市

## めざす姿(生活像)

### めざす姿 ~まちの状態~

交通結節点であるなどの特性を活かし、中心市街地の居住人口が維持されています。

既存店舗の事業者の意識改革、魅力ある商品・サービスの開発・提供により、個性豊かな店舗が増加しています。

高齢者等も身近な場所で買い物できる環境が整っています。

空き店舗、未利用空間が減少し、中心市街地がにぎわっています。

### めざす姿 ~市民の暮らし~

中心市街地で高齢者をはじめとする多様な世代が安心して快適に暮らすことができ、生活支援サービスの提供が受けられます。

市内に魅力ある店舗が数多くあり、楽しく買い物や飲食ができます。

## 施策の内容と主な事業

### (1) 魅力ある商店づくり

魅力ある個店整備の推進やサービスの展開を支援し、空き店舗を減少させます。

ロードサイドや周辺地域での商業振興、高齢者などの買い物弱者対策を進めていきます。

大型店と小規模商店の連携による市内消費の拡大を支援します。

地場産品の特産品化と販売促進を地域の飲食店等とともに連携して進めていきます。

【主な事業】 空き店舗等登録事業、買い物マップ・飲食店ガイド等発行事業、商品券発行補助事業、瑞浪特産品推進事業

(2) 中心市街地活性化

地域交流センターを活用し、交通結節点である利点を活かした活動・イベントを実施します。  
 中心市街地を会場にした美濃源氏七夕まつり等各種イベントの開催を支援し、賑わいのあるまちづくりを進めます。  
 徒歩圏内にまちとしての機能が集約している中心市街地の利点を活かして、居住増加のための事業を検討します。

【主な事業】 地域交流センター管理運営事業、商店街活性化支援事業

(3) 商業の活性化を担う人材育成

商工会議所と連携した創業や事業改善に関する講座等の開催、小規模事業者の指導の支援をします。  
 融資制度の利用促進を行うとともに、創業や新たな事業展開に関する支援をします。  
 中心市街地のまちづくりに取り組む人材の育成について、支援をします。

【主な事業】 商工会議所事業補助事業、小口融資預託金事業、新たな事業チャレンジ支援補助事業

目標指標					
現状値	目標値		現状値	目標値	
平成 24 年	平成 30 年	平成 35 年	平成 25 年	平成 30 年	平成 35 年
商店数（商業統計調査）			市内の商店街(小規模商店)でよく買い物をしている市民の割合		
555 店(H19年)	570 店(H29年)	585 店(H34年)	37.1%	39.6%	42.1%
中心市街地区域内人口					
2,426 人	2,426 人	2,426 人			
支援により新たに開店した商店数（累計）					
0 件	15 件	30 件			

協働のまちづくりの考え方

中心市街地はまちの顔として、また都市機能の中心として大切な役割があり、商店街の活性化が強く望まれています。また、商業と他産業との連携による瑞浪産の農産物、畜産物等の特産品化等により、瑞浪の顔を育てていくことも必要です。このように商業の活性化は、単に商業だけではなく、まちの活性化を含む、より大きな概念の中で捉えていくことが必要であり、行政、市民、各種団体が連携し、郷土愛を持って取り組みを行うことが大切です。

市民 の役割	団体・事業者など の役割	行政 の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域経済の活性化のため、身近な商店等の利用を心がけます。</li> <li>・ 中心市街地等で開催されるイベントに積極的に参加することを心がけます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービスを充実し魅力ある個店作りに努めます。</li> <li>・ 市民参加型の各種イベントを開催し、交流人口の増加に努めます。</li> <li>・ 地域の開催するイベント等に積極的に参加し、商店街等の活性化に努めます。</li> <li>・ 団体・事業所等の意識改革や相互交流に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民が中心となる組織作りや組織強化を支援します。</li> <li>・ 市民や各種団体の自主的な活動を支援します。</li> </ul>

# 4 工業

担当課 商工課

## 現状・課題

産業の振興は、まちの活性化のための重要な要素です。中でも「工業」は、雇用の大きさ、従業者を含めた税収など市の財政に対する影響からも、非常に重要です。

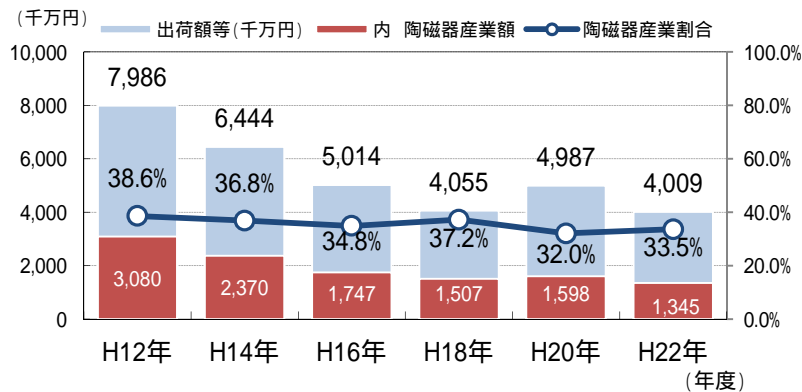
本市の地場産業は、陶磁器産業であり、市のアイデンティティを形成する重要な要素ですが、工業統計等の数値では、平成12年の製造品等出荷額798億円のうち陶磁器産業は308億円(39%)であったものが、平成22年には401億円のうち134億円(34%)と全体に占める割合が低下しています。これは、輸入品との価格競争、消費の多様化などから陶磁器産業自体の活力が低下していることと、瑞浪クリエイション・パークへの企業誘致等により、産業の転換を図ってきたこれまでの施策によるものと考えられます。

現在、陶磁器産業に対して素材や製品開発から販路の開拓まで「みずなみ焼」ブランドの確立をめざし、幅広い支援を行っていますが、他産地との競争等陶磁器産業を取り巻く環境の悪化に対して長期的視点で取り組むべき課題が多くあります。

一方、新産業や起業、第二創業の支援事業の実施や、瑞浪クリエイション・パークの早期全区画稼働の促進等の取り組みを行っていますが、工場用地については適地が不足している状態であり、課題となっています。

今後は、地場産業の振興とともに複合型産業への転換を推進し、バランスの取れた産業振興を図っていく必要があります。

図 製造品出荷額等



資料：工業統計

## めざす姿（生活像）

### めざす姿 ～まちの状態～

元気な企業活動により、市内経済が活性化します。  
生活スタイルに調和した付加価値の高い製品の開発が行われ、製造品出荷額等が増加します。

### めざす姿 ～市民の暮らし～

市内の雇用が増加し、職住近接により、子育てや地域活動などゆとりのある時間を確保できます。  
文化の薫る陶磁器産業を瑞浪市のアイデンティティとして市内外に発信できます。  
起業等新しい取り組みに積極的な人が増加します。



**施策の内容と主な事業**

**(1) 地場産業の活性化**

みずなみ焼ブランドの確立に向けた支援を継続するとともに、商工会議所とも連携し、市内で生産される様々な製品の開発・販路開拓を支援します。

ものづくりの拠点を整備し、地場産業の情報発信機能を確保します。

陶磁器に触れる機会を提供し、デザイン等の楽しさを広めます。

【主な事業】 みずなみ焼等販路開拓支援事業、窯業技術新分野開発事業、(仮称)産業振興センター再整備事業、食器デザイン展開催事業

**(2) 新たな産業の創出及び複合型産業への転換**

新しい事業に取り組む起業家を支援し、育成します。

リニア中央新幹線の開通を見込み、企業誘致のための用地を確保・整備し、様々な制度による企業誘致に取り組みます。

企業誘致のための情報発信や相談、制度案内などの支援を行い、企業が進出しやすい環境を作ります。

【主な事業】 新たな事業チャレンジ支援補助事業、工業団地等創出事業、企業立地関連事業、企業立地奨励金交付事業、工業用地等登録事業

**目標指標**

現状値		目標値		現状値		目標値	
平成 24 年		平成 30 年		平成 25 年		平成 30 年	
		平成 35 年				平成 35 年	
工業事業所数				働きやすいまちだと感じる市民の割合			
128 事業所	130 事業所	132 事業所	36.7%	38.7%	40.7%		
製造品出荷額等							
401 億円	415 億円	440 億円					
支援により新たに開業した工業事業所数(累計)							
0 件	2 件	4 件					

**協働のまちづくりの考え方**

地場産業である陶磁器産業は瑞浪市の大切なアイデンティティであり、また、様々な形で関わる人が多いすそ野の広い産業です。このため、市民・事業所・行政が連携し、陶磁器の魅力を生活の中で再認識できるように、地元で生産された陶磁器「みずなみ焼」を地元で使う取り組みを推進し、様々な形で陶磁器に触れる機会を創出していくことが必要です。

また、職住近接を実現することで、通勤などに要する時間を余暇や地域でのボランティア等に活用できるように、地元企業での雇用拡大に向けて、行政や事業者等が協働し取り組むことが必要です。

市民 の役割	団体・事業者など の役割	行政 の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>陶磁器産業が地元文化や生活と密着していることを認識し、地元製品を積極的な利用を心がけます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>陶磁器の魅力を発信できる製品づくり、地元製品を購入できる体制づくりに努めます。</li> <li>地元企業での雇用を促進するため、雇用環境の向上に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>陶磁器産業の紹介や展示会などの開催により、陶磁器に触れる機会を提供します。</li> <li>地元企業での雇用を促進するため、雇用環境や事業環境の向上に事業者とともに取り組みます。</li> </ul>

# 5 観光

担当課 商工課

## 現状・課題

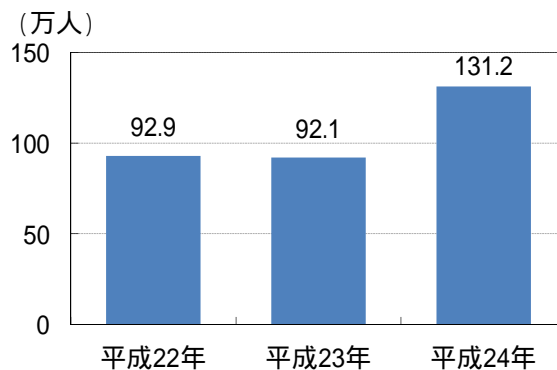
本市は、「岐阜の宝もの」に認定された中山道や美濃歌舞伎、「じまんの原石」に認定された櫻堂薬師、化石博物館やサイエンスワールド等の文化・学習施設、豊かな自然景観の鬼岩公園や竜吟峡、地場産業であるみずなみ焼など多くの観光資源に恵まれ、また、きなあた瑞浪や13か所のゴルフ場、美濃源氏七夕まつりなど集客力のある施設やイベントがあります。

美しい自然、伝統文化、食、ものづくりなど

全国に誇れる資源を活用し、また、農業・畜産業・商業・工業と連携を図り、従来型の「見る」観光に加えて「体験する」「学ぶ」観光を充実させて、交流人口の拡大を目指す必要があります。

さらに、各地域においては、伝統芸能や文化財、歴史的街並みや豊かな自然を活かし、その魅力を磨き上げ、地域の活性化につなげることが求められています。

図 観光入込客数推移



資料：観光入込客統計調査

## めざす姿（生活像）

### めざす姿 ～まちの状態～

観光施設が整備され、まちの魅力が高まっています。

自然や歴史的な地域資源などを活用し、新たな観光資源が生まれています。

交流人口が増加し、まちが活性化しています。

### めざす姿 ～市民の暮らし～

地域資源を交流人口の増加に活用することで、地域の魅力の再発見、いきがいづくりにつながっています。

観光イベント等に積極的に参加しています。

観光客に対し、市民一人ひとりがおもてなしの心を持って対応しています。

## 施策の内容と主な事業

### (1) 観光資源の魅力向上

自然・歴史・文化・地場産業など、市内の観光資源の魅力をさらに高めるための支援や整備を推進し、地域住民とともに観光資源づくりに取り組みます。

市内13のゴルフ場を活用した観光施策を推進します。また、ゴルフ客の市内観光施設への誘客を

図ります。

観光ボランティアなどの活動を支援し、観光客を迎え入れる環境の充実を図ります。また、地域の魅力が反映された特産品の開発に取り組みます。

農村の豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用し、都市住民との交流の推進を図ります。

【主な事業】 瑞浪美濃源氏七夕まつり開催事業、「岐阜の宝もの」「じまんの原石」ブラッシュアップPR事業、化石の町みずなみ魅力アップ事業、鬼岩の魅力アップ事業、ゴルフの町みずなみPR事業、都市・農村交流事業（農商連携）

(2) 地域資源を活かした観光連携

農産物等直売所「きなゝた瑞浪」を中心とした市内観光ルートの設定など、競争力のある新たな観光ルートづくりを推進します。

リニア中央新幹線開通に向け、県や東濃地域との広域連携による、魅力ある観光エリアづくりに取り組みます。

中山道ウォーキング事業など、中山道を活用した観光連携イベントなどを積極的に推進します。

【主な事業】 観光資源PR事業、東濃圏広域観光PR事業

(3) 観光情報の発信

市内の観光施設をPRするため、魅力あるパンフレットを作成・配付し、また、ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービスを活用した観光情報の発信を積極的に推進します。

リニア中央新幹線開通に向けた観光情報の発信を、県や東濃地域との広域連携により積極的に推進します。

【主な事業】 瑞浪観光PR事業、観光資源PR事業

目標指標					
現状値	目標値		現状値	目標値	
平成 24 年	平成 30 年	平成 35 年	平成 25 年	平成 30 年	平成 35 年
観光入込客数			市内の観光資源の魅力が高まっていると感じている市民の割合		
130万5千人	140万人	150万人	26.0%	30.0%	34.0%
中山道ボランティアガイド案内人数					
3,629人	4,000人	4,500人			

協働のまちづくりの考え方

瑞浪市の魅力を発信するためには、市民一人ひとりがまちの歴史や文化・自然などの地域資源について理解し、誇りを持つことが大切です。

そのためにも、市民と団体、行政が協力して地域資源の魅力を高めるための取り組みを行うとともに、近隣地域との連携や農業などを活用した新たな魅力づくりを進めることが大切です。

市民の役割	団体・事業者などの役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>おもてなしの心を持って、観光ボランティア等に積極的に参加するよう心がけます。</li> <li>地域の歴史、自然、文化等に対する知識を習得し、地域の魅力の発信に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の観光資源の保護、保存、魅力アップに努めます。</li> <li>観光資源のPRや観光ボランティア等の育成に努めます。</li> <li>土産品としての特産品開発に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種イベント、観光資源のPR活動をします。</li> <li>地域間の観光資源の連携を強化します。</li> <li>市民や各種団体の自主的な取り組みに対して支援をします。</li> </ul>

## 用語解説

1 農林業	耕作放棄地 以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地 集落営農組織 集落を単位として、生産行程の全部又は一部について共同で取り組む組織
2 畜産業	海外悪性伝染病 国内には存在せず、侵入した場合は家畜や国民に深刻な影響を与える恐れのある感染症(例:口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ) 瑞浪ポーノポーク 岐阜県が開発した種豚「ポーノブラウン」と、肉質を追求した専用飼料を用いて「瑞浪市」で生産された豚肉。霜降り割合が一般的な豚肉の2倍で、肉の旨み成分と脂の甘みが強く、豚肉本来の味を堪能することができる。 水田放牧 水田や耕作放棄地等に牛を放牧すること。農地保全や飼養管理の省力化が図れる。
3 商業	中心市街地 人口が集中し、商業、行政が集積している地域。 ロードサイド 主要道路の沿線。ここでは国道19号沿線の商業地を指す。
4 工業	瑞浪クリエイション・パーク 単一産業を主産業とする産業構造から、多くの業種により構成される複合型の産業構造と雇用の確保を目指して開発した15ha、19区画の工業団地。 みずなみ焼 瑞浪産の陶磁器として付加価値を高め、ブランドイメージの確立させるため、他産地や美濃焼などとの差別化を図り、「みずなみ焼」としている。
5 観光	岐阜の宝物・じまんの原石 岐阜県が行う飛騨・美濃じまん運動を推進ための取り組み。岐阜の宝物は今後、全国に通用する観光資源となるもの、じまんの原石は今後、岐阜県の観光につながるものとして県が認定する。 観光ボランティア 観光地を案内する観光ボランティア、現在中山道観光ボランティアに14名登録 ソーシャル・ネットワーキング・サービス ネット間の交流で、メッセージなどを通して友人や知人・共通の趣味を持つ人たちとの交流を目的としたサービスの総称 フェイスブックやグリーなどが有名

**基本方針5**

**いきいきと学び心豊かに暮らせるまち**

**(教育文化分野)**

- 1 就学前教育・学校教育
- 2 社会教育
- 3 生涯スポーツ
- 4 文化・芸術・文化財

# 1 就学前教育・学校教育

担当課 学校教育課、教育総務課

## 現状・課題

就学前教育では、豊かな心、規範意識の芽生えや基本的な生活習慣の定着を図ることが重要です。市内公立全園は、3歳時から幼保一体化の幼稚園となり、幼稚園児と保育園児と一緒に生活したり学んだりしています。学校教育では、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」を育むことがますます重要になってきています。

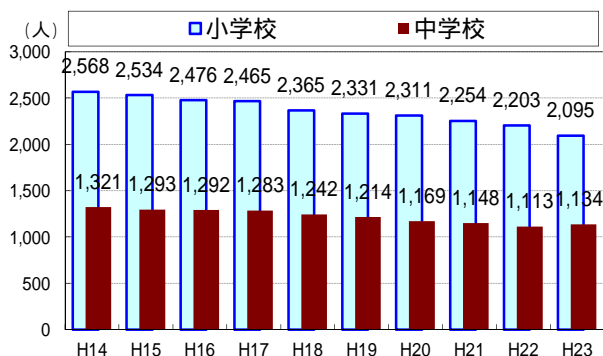
市の周辺部では急激に進む少子化の影響により児童・生徒数の減少が顕著であり、切磋琢磨しあう子どもの育成が困難になってきています。これに伴い、自分への自信を失い快活な学校生活を送ることができない児童・生徒や登校できない児童・生徒が現れています。学力面では、全体的には基礎的な学力を身に付けてい

ると言えますが、思考力・判断力・表現力といった面や、学習意欲や家庭での学習習慣などの面での課題がみられます。

また、子どもたちの社会性を育て、将来を生き抜く力を身に付けられるようにするため、瑞浪市立中学校統合再編基本方針に基づき中学校の統合・再編を進めており、今後も、家庭・学校・地域がともに連携し、意見交換を行いながら取り組むことが求められています。

学校給食においては、共働き世帯の増加や生活スタイルの多様化により、家庭における栄養の偏りや食習慣の乱れ、楽しく食事を囲む食文化が失われつつあることから、健康の維持のみでなく食育の観点も取り入れることで心身の健全な発達を進めていく必要があります。

図 児童・生徒数の推移



資料：瑞浪市教育委員会学校教育課

## めざす姿（生活像）

### めざす姿 ～まちの状態～

子どもが学習する教育施設が充実しています。  
子どもの学習する力が高く、自信をもった園・学校生活を送っています。  
保護者が子どもの発達や子育てについて相談する体制が整っています。

### めざす姿 ～市民の暮らし～

子どもが意欲的に学習し、豊かな心を身につけています。  
園・学校が力を入れて指導していることなどの状況がよくわかります。  
地域住民が家庭や園・学校とともに子どもの成長と安全を見守っています。

## 施策の内容と主な事業

### (1) 確かな学力の育成

児童生徒の学力分析をもとに、「基礎的・基本的な内容」の確実な習得を図ります。  
コミュニケーション能力の素地を養うために、外国語活動の充実に向けた援助を行います。  
学力向上の基盤となる読書活動への援助を行います。  
教職員の資質向上のための研修を行います。

規範意識の芽生えや基本的な生活習慣を定着させるために、体験を通じた指導を充実させます。

【主な事業】 学力・学習状況調査実施事業、ALT 派遣事業、図書整備事業、研究所分析授業実施事業

### (2) 豊かな心の育成

子どもの内面の理解を深めるとともに、学級経営力の向上をめざした指導を進めます。

いじめの未然防止・早期発見・早期解決に向けた支援及び不登校児童生徒の学校復帰の支援を行います。  
 要援助児童生徒の心の安定と学力向上に向けた支援を行います。  
 健康な体づくりに向けた支援を行います。  
 園・学校・家庭・地域が連携して食育を推進します。  
 体験学習や地域住民との交流を通して、子どもの豊かな心を育てます。

【主な事業】 Q Uアンケート実施事業(仲間とのつながりを調査するアンケート)、いじめ110番実施事業、要援助児童生徒支援事業

**(3) 教育環境及び施設等の整備・充実**

安心・安全を確保するための施設整備を行います。  
 地域住民の理解を得ながら中学校の統合再編を進めます。  
 新しい情報・知識・技術に対応できる児童生徒を育成します。  
 安全・安心な学校給食を提供します。

【主な事業】 中学校統合推進事業、施設改修事業、学校給食調理業務等委託事業

**(4) 安全確保と健全育成**

防災・防犯訓練(命を守る訓練)や通学路の安全点検等を実施します。  
 地域住民や保護者とその情報を共有し、地域住民や保護者と連携して園・学校改善に努めます。  
 幼小中一貫教育及びキャリア教育の充実を図ります。

【主な事業】 幼小中一貫教育推進委員会開催事業、進路学習推進委員会開催事業

目標指標					
現状値	目標値		現状値	目標値	
平成 24 年	平成 30 年	平成 35 年	平成 25 年	平成 30 年	平成 35 年
学力・学習状況調査の平均正答率			学校が楽しいと感じる児童生徒の割合		
-2.45ポイント	±0ポイント	+0.5ポイント	78.7%	80.0%	85.0%
いじめの解消率			学校・家庭・地域が連携して子どもの成長と安全を支えていると思う市民の割合		
94.83%	100.0%	100.0%	68.0%	70.0%	72.0%
不登校児童生徒の出現率					
1.62%	1.3%	1.0%			

**協働のまちづくりの考え方**

家庭・地域が連携して園・学校運営に協力していくことが大切です。そのために、保護者アンケートの実施や学校評議員会、学校関係者評価委員会を開催して、保護者や地域の方の意見を参考にした園・学校運営を行っていくことが必要です。また、園・学校の改善については広く地域住民や保護者に情報を提供していきます。これらにより、地域に開かれた園・学校、安全で安心な園・学校運営が期待できます。

市民の役割	団体・事業者などの役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の子どもたちの教育に関心を持つよう心がけます。</li> <li>・ 保護者は園・学校との連携・協力に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登下校路一帯の事業者は、見守り隊として登下校の交通安全や防犯への協力を心がけます。</li> <li>・ 事業者は、地域全体で子どもを育む意識を持ち、学校教育への協力を心がけます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 園・学校経営に対する自己評価を行い、園・学校改善を図ります。</li> <li>・ 園・学校の状況について情報を開示し、開かれた園・学校づくりに努めます。</li> </ul>

関連計画 瑞浪市教育振興基本計画 瑞浪市において今後到達すべき教育の姿を設定し、課題分野別に目標、方針を示すとともに中長期的な教育の方向性を定める計画。

## 2 社会教育

担当課 生涯学習課

### 現状・課題

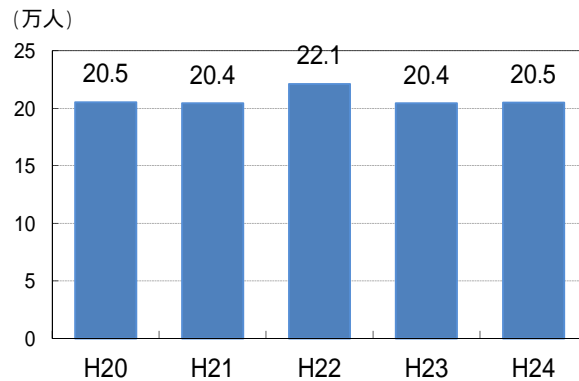
市民の価値観は、これまでの物質的な豊かさから、心の豊かさを重視する傾向が強くなってきています。これに伴い、生涯学習に対する関心も高くなっており、特に社会の第一線から退いた方に対しては、第二の人生を豊かに過ごすための多様な場での学ぶ機会の創出が求められています。また、子どもたちの成長を見守るべき地域については、少子高齢化や人と人のつながりの希薄化等の要因による教育力の低下が心配されています。

このため、学ぶ機会の創出や地域の教育力の

向上を図るための拠点となる公民館や図書館、あるいは各地区まちづくり組織等の活動の充実が求められており、現在、地区公民館や市民図書館などにおいて指定管理者制度を導入するなど、多様な学習ニーズに応えるため各種講座を充実させ、生きがいがいづくりにつながる活動を推進しています。

今後は、より広い年齢層のニーズに対応した活動を展開し、身近で気軽に学ぶことができるように生涯学習における環境づくりに取り組む必要があります。

図 市内公民館利用者数



資料：瑞浪市

### めざす姿（生活像）

#### めざす姿 ～まちの状態～

生涯学習に必要な情報が、手軽に得られるようになっています。

生涯学習の機会と場所が、十分に確保されています。

#### めざす姿 ～市民の暮らし～

市民が意欲を持って生涯学習を実践し、その成果を発表することができます。

### 施策の内容と主な事業

#### (1) ライフステージに対応した学びの場の充実

多様な世代、多様な知的欲求に対応する学習機会の提供に努め、また、地域住民のニーズを反映した特色ある学習活動の進展・拡大を図ります。

市民の求める学習資料・情報を的確・適切に提供することを大切にして、図書館サービスの一層の充実を図ります。

市民が生涯学習の成果を発表する機会と場所を積極的に提供し、学習意欲を高めるための支援を行います。

自主的な学習グループに対する支援を充実させ、生涯学習の裾野を広げる取り組みを推進します。

【主な事業】 公民館運営事業、図書館運営事業、公民館講座等開催事業

#### (2) 子どもたちの成長のための環境の充実

家庭教育学級等の内容充実を図り、若い親世代の学習機会への参加を促進します。



青少年育成活動の内容充実を図り、地域での子育てに係る学習環境の整備に努めます。

読み聞かせ活動や児童図書の紹介活動等を推進し、子どもの読書活動の充実を図ります。

【主な事業】 公民館講座等開催事業、生涯学習推進事業、青少年育成推進事業、図書館運営事業

(3) シニア世代等による活力ある地域づくり

高齢者学級(寿大学)の内容の充実を図るとともに、第一線を退かれた方々の公民館活動への参加促進に努めます。

地域の人材発掘に努め、長年培った技能の発揮の場や地域づくりに生かす機会等の提供および支援に努めます。

【主な事業】 公民館講座等開催事業、寿大学開催事業、生涯学習推進事業

(4) 指導者の育成及びボランティア活動の充実

地域のサークルの活動紹介に努め、指導者の育成機会の提供を図ります。

市民のボランティア活動の紹介を図り、ボランティア活動・地域づくり活動への参加啓発に努めます。

【主な事業】 公民館運営事業、生涯学習推進事業

目標指標							
現状値		目標値		現状値		目標値	
平成 24 年	平成 30 年	平成 35 年	平成 25 年	平成 30 年	平成 35 年		
公民館の利用者数			生涯学習(趣味・スポーツを含む)に取り組んでいる市民の割合				
204,770 人	210,000 人	215,000 人	39.3%	43.3%	47.3%		
図書貸出冊数							
217,220 冊	220,000 冊	223,000 冊					
公民館講座・教室等への参加者数							
3,577 人	4,000 人	4,500 人					
公民館登録自主グループ数							
95 団体	105 団体	115 団体					
公民館・図書館を拠点とするボランティア人数							
164 人	174 人	184 人					

協働のまちづくりの考え方

生涯学習の振興については、市民一人ひとりが自らの人生を豊かにするために、積極的に学ぶ意欲を持ち続けることが大切です。行政や教育機関、関係団体等は、誰もが気軽に学ぶことができる環境を整え、市民の取り組みを支援することが大切です。

市民の役割	団体・事業者などの役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自ら進んで生涯学習を行うよう心がけます。</li> <li>・ 自分の持っている知識や経験を地域づくり活動等に役立てるよう心がけます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民に生涯学習の場や機会を提供し、活動の幅を広げるよう努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民の生涯学習のための場所・機会・情報を提供し、学習活動と仲間づくりを支援します。</li> </ul>

関連計画 瑞浪市教育振興基本計画 瑞浪市において今後到達すべき教育の姿を設定し、課題分野別に目標、方針を示すとともに中長期的な教育の方向性を定める計画。

# 3 生涯スポーツ

担当課 スポーツ・文化課

## 現状・課題

心豊かな生活を送るために欠かせないもののひとつがスポーツです。スポーツをすることにより、体力づくりはもちろんのこと、交友関係の拡大やストレス解消効果なども期待できます。

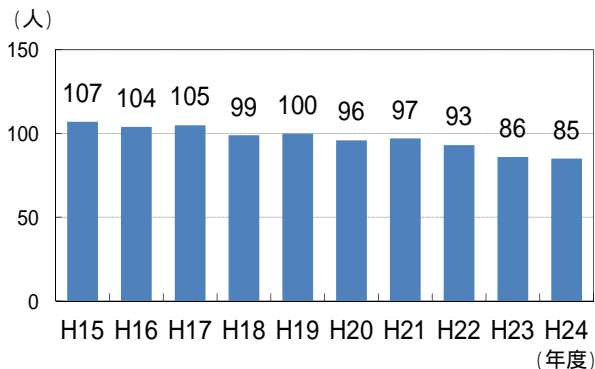
本市においては、生涯を通じてスポーツや運動を継続していくための環境を整備するため、ソフトテニス場や弓道場の整備等、施設の充実を進めてきています。また、日本や世界を舞台に活躍するトップアスリートと身近に接することで、スポーツの魅力や楽しさを子どもたちに伝えることを目的に、トップアスリート交流事業を継続して実施し、ス

ポーツの振興を図っています。

一方、少子高齢化が一層進行する中で、高齢・多忙・人間関係の希薄化等の理由によりスポーツが生活になじみのないものになっている状況も生まれています。

今後は、誰もが地域の中で気軽にスポーツを楽しむことができる施設の整備や、各種スポーツの指導者を育成することにより、幅広い年代層の市民が、多種多様なスポーツやレクリエーションに親しみ、交流を深めることができる環境づくりが必要です。

図 スポーツ少年団の登録指導者数推移



資料：瑞浪市

## めざす姿（生活像）

### めざす姿 ～まちの状態～

身近な場所でいつでもスポーツができる環境が整っています。  
様々なスポーツが活発に行われています。

### めざす姿 ～市民の暮らし～

日頃からスポーツや運動に親しんでいます。  
身近な地域に、スポーツの楽しさを伝えてくれる指導者がいます。

## 施策の内容と主な事業

### (1) スポーツ施設の充実

- 市民が利用しやすいスポーツ施設となるよう各施設を管理運営し、利用率の向上を図ります。
- 施設や器具を計画的に更新し、市民が快適にスポーツを行う環境を作ります。
- 市内小中学校の屋内体育館の有効活用を図ります。

【主な事業】 各種スポーツ施設管理事業、各種施設修繕・整備事業、トレーニング機器更新事業、小中学校体育館施設の開放事業

**(2) スポーツ指導者の育成**

スポーツ推進委員の資質を向上させ、スポーツの啓発と普及を推進します。

スポーツ指導者の資質向上のため、研修会や講習会を充実させます。

【主な事業】 スポーツ推進委員活動支援事業、市内スポーツ団体の指導者育成事業、各種体育大会開催事業

**(3) 生涯スポーツの推進**

子どもたちにスポーツをする楽しさと技術を伝える機会を設けます。

市民がスポーツに接する機会を増やし、スポーツに対する市民の意識の向上を図ります。

スポーツの技術向上と競技人口の拡大を図ります。

市民が地域の中でスポーツに親しむことができる環境づくりを推進します。

【主な事業】 トップアスリート交流事業、スポーツ教室開催事業、スポーツ交流会開催事業  
ウォーキング等普及事業

目標指標					
現状値	目標値		現状値	目標値	
平成 24 年	平成 30 年	平成 35 年	平成 25 年	平成 30 年	平成 35 年
市民一人当たりのスポーツ施設の利用回数			日頃からスポーツや運動に親しんでいる市民の割合		
6.7 回	7.1 回	7.4 回	30.1%	34.1%	38.1%
市スポーツ少年団の登録人数の割合(小学生)					
25.96%	26.0%	28.0%			

**協働のまちづくりの考え方**

子どもから高齢者まで幅広い年齢層の市民が、さまざまなスポーツに親しめる環境をつくるには、スポーツ関係団体や学校、地域、行政などがスポーツの魅力や楽しさに触れられる機会を創出し、市民が気軽にスポーツを楽しめるよう支援することが大切です。

市民の役割	団体・事業者などの役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活の中にスポーツや運動を取り入れ、無理なくスポーツに関わるよう心がけます。</li> <li>各種大会や教室・講演会に積極的に参加して、スポーツに対する知識や理解を深めるよう心がけます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民がスポーツに親しむための組織的な支援を行うよう努めます。</li> <li>各種大会を実施することにより、市内外の交流を深め、スポーツの魅力に触れる機会や技術の向上の場の提供に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツ施設の管理と保全を行い、安心して気軽にスポーツを楽しむための場所を提供します。</li> <li>指導者の確保や育成を支援します。</li> <li>各種大会の支援やスポーツ教室や講演会の開催により、市民のスポーツに関わる意識を向上させます。</li> </ul>

**関連計画** 瑞浪市教育振興基本計画 瑞浪市において今後到達すべき教育の姿を設定し、課題分野別に目標、方針を示すとともに中長期的な教育の方向性を定める計画。

# 4 文化・芸術・文化財

担当課 生涯学習課、スポーツ・文化課

## 現状・課題

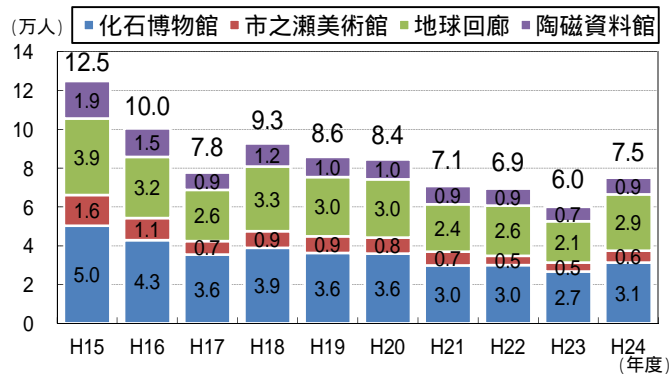
本市では、市民が参加して自ら芸術文化の創造に携わることを可能にする「市民参加型事業」が行われています。しかし、各種文化芸術団体については、発表機会の減少や団体構成員の減少による活動の停滞化が危惧されており、文化協会をはじめとして、各団体へのより一層の支援が求められています。また、総合文化センター等の芸術活動施設においては、設備が経年劣化しているだけでなく、新たな技術要求に対応できない設備である場合も考えられることから、時代が要求する技術ニーズに適応した設備改修が必要となってきています。

瑞浪市民公園には特色ある文化施設4館(化石博物館、陶磁資料館、市之瀬廣太記念美術館、

地球回廊)と釜戸町には自然ふれあい館があり、郷土の自然や歴史、文化及び芸術に親しむ機会を提供しています。今後は、さらに魅力的な施設とするために、再編に向けた検討を進める必要があります。

長い歴史の中で生まれ、育まれ、継承されてきた貴重な文化財を後世に伝えるため、文化財の調査と保存や保護に努めるとともに、文化財保護意識の高揚を図り、文化財所有者や地域住民などと協働し、文化財の維持管理・有効活用に努めていきます。また、民俗文化財(無形)のみならず、延々と受け継がれてきた地域に残る伝統文化や伝統芸能が失われないよう、各団体の後継者育成支援を継続的に行う必要があります。

図 文化施設4館の年間入館者推移



資料：瑞浪市

## めざす姿(生活像)

### めざす姿 ~まちの状態~

多様な場所・機会において市民の文化芸術活動ならびにその発表会が行われています。文化施設が充実し、郷土の自然や歴史、文化・芸術に親しむ環境が整っています。地域の伝統文化や歴史文化遺産が保存・継承されています。

### めざす姿 ~市民の暮らし~

市民は、気軽に自ら良質な文化、芸術、文化財に触れることができます。  
市民は、気軽に文化・芸術活動に参加することができます。  
市民が郷土の伝統や文化に愛着と誇りを持っています。

## 施策の内容と主な事業

### (1) 市民による文化芸術活動の振興

文化芸術活動への市民の参加啓発を図るとともに、文化芸術活動団体の発表機会が増えるよう支援に努めます。

市民の身近な芸術家や音楽家を広く紹介し、市民が気軽に芸術に触れることのできる機会を積極的に提供します。

気軽に芸術創造体験ができるよう、多様な参加型事業を実施します。

【主な事業】 文化芸術振興事業、美術展開催事業、中央公民館自主事業、中央公民館市民参加型イベント実施事業

### (2) 文化施設の充実

文化施設を快適な環境で使用できるよう、時代の技術ニーズに適応した整備を進めます。

市民が郷土の自然や歴史、文化や芸術に親しむことができるよう普及活動を充実させます。  
各館所蔵資料の充実を図るとともに、調査・研究を一層進めます。  
市民公園内の文化施設を、本市の文化芸術の拠点としてさらに充実させるため、再編に向けた検討を進めます。

【主な事業】 中央公民館施設管理事業、市民公園文化施設再整備計画策定事業

(3) 地域と連携した伝統文化や文化財の継承・活用

文化団体等と連携・協議しながら地域の伝統文化や伝統行事の継承に努めます。  
文化財の調査・保存・保護に努めるとともに、文化財の維持管理と有効活用に努めます。  
市内の文化財や歴史的財産に触れる機会を設け、市民の郷土史に対する理解と関心を高めます。

【主な事業】 伝統文化・伝統行事後継者育成事業、文化財調査保存事業、歴史案内ボランティア養成事業

目標指標					
現状値	目標値		現状値	目標値	
平成 24 年	平成 30 年	平成 35 年	平成 25 年	平成 30 年	平成 35 年
総合文化センター芸術振興事業の数			日頃から文化・芸術や郷土の歴史や文化に親しんでいる市民の割合		
12 事業	14 事業	16 事業	24.2%	28.2%	32.2%
文化芸術団体の発表機会の参加団体数					
114 団体	119 団体	124 団体			
市民公園内文化施設の総入館者数					
75,078 人	76,000 人	78,000 人			
市民公園内文化施設で開催する各種講座の参加者数					
908 人	950 人	1,000 人			
文化施設・歴史案内等ボランティア数					
36 人	37 人	40 人			

協働のまちづくりの考え方

市民が参加し、自ら芸術文化の創造に携わる活動が活発に行われるまちを目指すため、芸術文化関連団体や行政が連携し、芸術・文化に触れる機会や創作する機会の創出に努めることが大切です。同時に、市民も心の豊かな暮らしを送るために、日頃から芸術・文化に関心を持つことが望まれます。また、地域に残る文化財は、まちの大切な財産であります。この大切な財産を、後世に残していくためにも、市民や団体、行政が協力して保存・継承に努めることが大切です。

市民の役割	団体・事業者などの役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>文化・芸術事業への参加を心がけます。</li> <li>郷土の文化を理解し、愛着と誇りを持てるよう心がけます。</li> <li>文化財所有者においては保護・活用に関わる活動に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続して文化・芸術活動を行い、発表機会の創出に努めます。</li> <li>郷土の文化を後世に伝えるため、後継者の育成や文化財の保存に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化、芸術、文化財に触れる機会と場所を提供します。</li> <li>文化、芸術、文化財に関わる団体の活動を支援します。</li> </ul>

関連計画 瑞浪市教育振興基本計画 瑞浪市において今後到達すべき教育の姿を設定し、課題分野別に目標、方針を示すとともに中長期的な教育の方向性を定める計画。

## 用語解説

1 就学前教育・学校教育	<p>就学前教育 小学校就学前の教育(幼児教育)</p> <p>食育 「食」に関する知識と「食」(食べ物や食事はもちろん、農作物や食文化、食事のコミュニケーション、食環境などを含む)を選択する力を習得し、健全な食生活(規則正しい食事、栄養のバランス、食品の安全、家族のだんらんを含む)を実践できる人間を育てること。</p> <p>キャリア教育 児童生徒一人ひとりのキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成するために必要な意欲・態度や能力を育てる教育。(児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育。)</p> <p>幼保一体化 幼稚園の教育と保育園の保育を一つの園で一体的に行うこと。</p> <p>学校評議員 より一層地域に開かれた学校づくりを推進していくために、学校評議員は、校長の求めに応じ、校長が行う学校運営に関し、意見を述べることができる。</p> <p>学校関係者評価 保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価</p>
2 社会教育	<p>生涯学習 生涯学習とは、人が生涯にわたり学び・学習の活動を続けていくこと。人々が自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じて自己に適した手段・方法を自ら選んで、生涯を通じて行う学習であるという定義が広く用いられている。</p>
3 生涯スポーツ	-
4 文化・芸術・文化財	<p>技術ニーズ 利用者の時代の進展に応じた設備への要求。例えば利用者からホール舞台設備におけるパソコンソフトへの対応、デジタルワイヤレスマイク使用の対応等を要求されることなど。</p>

**基本方針6**

**市民と行政で創造する夢のあるまち**

**(新たなまちづくり)**

- 1 協働のまちづくり
- 2 情報共有
- 3 行財政運営
- 4 人権尊重社会

# 1 協働のまちづくり

担当課 市民協働課

## 現状・課題

人口減少や少子高齢化が進むなか、市民と行政が共に考え、共に行動する協働のまちづくりの重要性は、ますます大きくなっています。

本市では、住民主体のまちづくりを進めるため、市内8地区においてまちづくり推進組織が設立され、地域の課題解消や地域の発展に資する事業を展開しています。また、各地区の活動に対して本市独自の制度である「夢づくり地域交付金制度」や「夢づくり支援職員制度」を整備し、経済的及び人的な支援も実施しています。

一方、まちづくりへの市民参加については、まちづくり推進組織以外にも地域の課題解消のために活動している各種団体やNPO法人等が設立しています。今後は、各まちづくり推進組織や各種団体及びNPO法人などが連携できるまちづくりを目指すことにより、協働の

まちづくりの一層の充実に取り組むとともに、自治会に関しても、加入率の向上を推進し、地域の課題を解決できる組織として強化を図ることが求められています。また、地域活動を担う人材・団体の育成に関しても、今後の課題となっており、地域活動に携わる講師を依頼し、市民を対象にまちづくり講演会を開催するなど、更なる取り組みの充実が必要となっています。

市民参加と協働を今後さらに推進するためには、市民・議会・行政の役割と責任を明確にしたまちづくりのルール作りが必要となってきます。このため、まちづくり条例を制定することで、市民やまちづくり推進組織、自治会、NPO、ボランティア団体など多様なまちづくりの主体が、行政との役割を分担し、共通の目標を持ちながら継続的なまちづくり活動を推進することが求められています。

表 まちづくり団体一覧

協議会名	設立
大湫町コミュニティ推進協議会	昭和61年2月25日
陶町「明日に向かって街づくり」推進協議会	昭和61年8月5日
明日の稲津を築くまちづくり推進協議会	平成10年7月18日
釜戸町まちづくり推進協議会	平成11年7月24日
日吉町まちづくり推進協議会	平成12年7月2日
明世地区まちづくり推進協議会	平成16年12月5日
瑞浪地区まちづくり推進協議会	平成17年10月2日
土岐地区まちづくり推進協議会	平成18年11月23日

## めざす姿（生活像）

### めざす姿 ～まちの状態～

市政全般について市民と行政との協働の意識が高まっています。  
まちづくり条例が制定され、まちづくりの基本ルールが定められています。  
市民誰もがまちづくりに参加できる仕組みが整っています。  
まちづくりに、市民と行政が共に考えた施策が活かされています。

### めざす姿 ～市民の暮らし～

市民は、まちづくりに参加することを強制されることなく、必要な時に必要なだけ参加できる環境が整っています。  
様々な立場の市民がお互いを尊重し合って「気持ちの良いまちづくり」ができる環境が整っています。  
市民一人ひとりがまちづくりに関心を持っています。

## 施策の内容と主な事業

(1) 地域活動を担う人材・団体の育成



まちづくり活動の先進事例を学ぶ「まちづくり講演会」等を開催し、地域活動を担う人材の育成に努めます。

新たなNPO団体等を設立する際の相談窓口を開設し、支援や情報提供を行います。また設立後の活動に対する協力も行います。

【主な事業】 まちづくり講演会開催事業、NPO団体等活動支援事業、まちづくり活動拠点施設整備事業

(2) 市民参加と協働の推進

まちづくり条例を策定し、多様なまちづくりの主体が、行政との役割を分担し、共通の目標を持ちながらまちづくり活動を推進できる環境を整えます。

自治会に対する支援を継続し、地域の課題を解決できる組織として強化を図るとともに、自治会加入の推進に努めます。

まちづくり活動の拠点となる施設を整備し、市民活動の支援と情報提供を行います。

【主な事業】 まちづくり条例策定事業

(3) まちづくり推進組織への支援

交付金制度を活用し、各地区まちづくり推進組織の自主的な活動を支援します。また、概ね3年を目途に交付金制度を見直し、より利用しやすい制度となるよう努めます。

夢づくり支援職員制度を継続し、まちづくり活動への人的支援を行います。

まちづくり推進協議会連絡会の開催など、各まちづくり推進組織間の情報交換や連携の強化を図ります。

【主な事業】 コミュニティ活動支援事業、夢づくり地域交付金事業

目標指標					
現状値	目標値		現状値	目標値	
平成 24 年	平成 30 年	平成 35 年	平成 25 年	平成 30 年	平成 35 年
自治会加入率			地域活動やボランティア、NPO活動に参加している市民の割合		
77%	78%	80%	24.0%	27.0%	30.0%
夢づくり交付金事業への参加者数			地域での交流や活動が活発に行われていると考えている市民の割合		
16,483 人	17,000 人	17,500 人	57.8%	60.8%	63.8%

協働のまちづくりの考え方

まちづくりは、行政だけで実現できるものではなく、市民、市民活動団体、企業、NPO法人等様々な主体が連携して進めることが重要です。市民の積極的な市政への参画を推進することにより、市民と行政の信頼関係を深め、共に考え、共に行動するまちづくりを進めます。

市民の役割	団体・事業者などの役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとりがまちづくりの主役であることを自覚し、互いの活動を尊重しながら、積極的なまちづくり活動への参加を心がけます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会、まちづくり推進組織、市民団体は、互いに連携し、協働のまちづくりの推進に努めます。</li> <li>事業者は、自らを地域の一員として自覚し、市民・市民団体・行政と連携してまちづくり活動への参加・支援に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民や団体等に対し積極的な情報提供に努め、日ごろから情報を共有します。</li> <li>市民や各種団体がまちづくりに参加しやすい環境を整え、市民や各種団体からの要望があった場合は、誠実に対応するよう努めます。</li> </ul>

## 2 情報共有

担当課 企画政策課、総務課

### 現状・課題

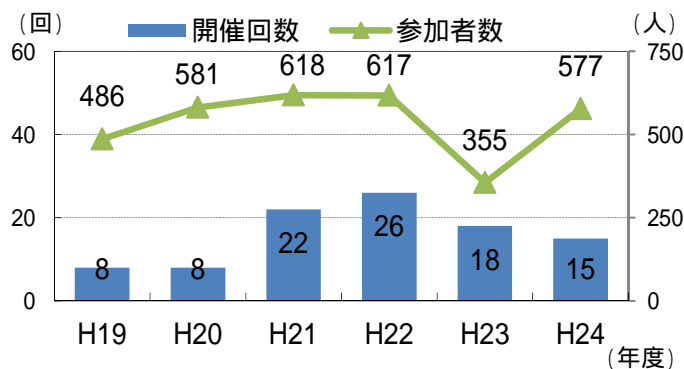
市が保有する情報は市民の共有財産です。市では、これらの情報を、広報紙やホームページ、各種刊行物などを活用して提供しており、今後も、市民が多様な情報の中から、必要な情報を簡単に入手できる環境を整えることが求められています。特に、近年の情報通信技術の急速な普及に伴い、ICTを活用した行政サービスの充実や、情報化を支える環境整備への取り組みが重要となってきています。

情報公開については、情報公開条例に基づいて、保有する情報を公開し、市民からの情報公開請求に適切に対応しています。一方、市は市民生活に密着した仕事を行うことから、多くの個人情報を保有しており、個人情報の保護は大

きな課題となっています。今後は、個人情報の取り扱いについて、その有用性に配慮しながら個人の権利利益を保護することで、個人情報の「保護」と「活用」のバランスを図り厳正に運用していく必要があります。

また、市民と行政の協働によるまちづくりが進展する中、お互いが情報を共有し意見を交換することが求められています。本市では、市民と市長が意見交換を行う場として「地域懇談会～市長と語る会～」を毎年開催するとともに、パブリックコメントや市政直行便制度を活用し、まちをより良くするためのアイデアや意見を行政に届けやすくする仕組みを充実させています。

図 地域懇談会実施状況



資料：瑞浪市

### めざす姿（生活像）

#### めざす姿 ～まちの状態～

市の広報紙やホームページ、各種刊行物において、行政や暮らしに関する情報等が積極的に提供されています。

#### めざす姿 ～市民の暮らし～

市から提供される情報により、市民が市政に対する関心を高め、市民の市政への参加による協働のまちづくりが行われています。

### 施策の内容と主な事業

#### (1) 市政情報の発信

市の広報紙やホームページ、各種刊行物などの内容を充実させ、行政に関する情報や暮らしに関する情報等をわかりやすく提供します。

ホームページに加え、電子メールやソーシャル・ネットワーキング・サービスなどによる情報発信の他、利用者が増大しているタブレット型携帯端末などに対応した情報発信の環境整備を進めます。

【主な事業】 広報みずなみ発行事業、情報配信サービス事業、IT情報発信環境整備事業、シティープロモーション事業

#### (2) ICTの活用と人材育成

双方向に情報を発信できる環境を構築し、福祉や防災、観光、教育等の各分野において、安心して快適な暮らしを支援します。

各種申請や届出などを電子化し、インターネットを利用して分かりやすく手続きが行える仕組みを整備します。

まちづくりの様々な分野において、市民や団体による活動を、ICT活用の視点から人材育成も含めて積極的に支援します。

【主な事業】 SNS等活用推進事業、ICT人材育成事業

(3) 情報の公開と管理

情報公開条例に基づく情報公開制度を利用しやすいよう、市民に制度の内容を広報紙などで積極的にPRします。

市が保有する市民の個人情報に厳正に管理し、適正な運用をするよう、職員、教員及び市民(民生委員)対象の個人情報保護研修会を開催します。

【主な事業】 情報公開・個人情報保護研修会開催事業

(4) 市制への市民意見の反映

地域懇談会等を継続的に開催し、市民と行政が情報を共有しながら、まちづくりについて幅広く意見交換ができる機会を充実させます。

市民アンケートを継続的に実施し、市民のまちづくりに対する意見や要望、評価を常に把握することに努めます。

【主な事業】 地域懇談会開催事業、市民アンケート実施事業

目標指標					
現状値	目標値		現状値	目標値	
平成 24 年	平成 30 年	平成 35 年	平成 25 年	平成 30 年	平成 35 年
地域懇談会参加者数(3ヵ年平均)			まちの情報を、わかりやすく知ることができると感じる市民の割合		
516人	700人	800人	43.6%	46.6%	49.6%

協働のまちづくりの考え方

市民や団体と行政が情報を共有することで、開かれた市制を実現し、共通の課題に向かって共に考え、共に行動できるまちづくりを推進することが大切です。

市民の役割	団体・事業者などの役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市政に関する関心を高め、市政への積極的な参加を心がけます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民の意見のまとめ役としての役割を担うとともに、専門的な立場からの情報や意見を市民や行政に発信することを心がけます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市が保有する情報を積極的に公開します。</li> <li>・ 市が保有する市民の個人情報を、厳正に管理し、適正に運用します。</li> </ul>

関連計画 第3次瑞浪市情報化推進計画 瑞浪市における総合的な情報化推進計画として、全ての市民がITサービスの恩恵を享受できるための施策を計画。

# 3 行財政運営

担当課 企画政策課、総務課、秘書課

## 現状・課題

地方分権型社会の進展に伴い、市民に一番身近な行政サービスを担う基礎的自治体である市の役割は、これまで以上に重要となっています。

本市は、これまでに4次にわたる行政改革に取り組んでおり、特に平成23年度から平成27年度を実施期間とした第4次行政改革では、「行政の質の改善」を基本方針として、経費削減の工夫と努力を継続しながら、行政サービスの内容及びその水準の維持・向上を図る、「質」重視の取り組みを進めています。

また、厳しい行財政の状況が続く中、広域的な視点から、近隣自治体と連携して公共サービスを提供する必要性も高まっています。

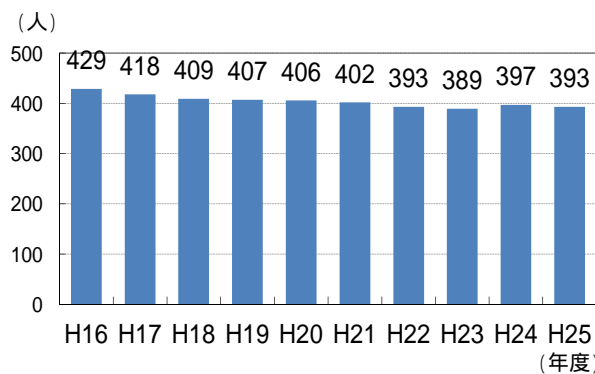
本市の財政状況は、歳入面では、次第に景気回復へ向かうことが期待されるものの労働人口の減少等により、市税をはじめとする一般財源は、大幅な増収は期待できないものと

見込んでいます。

歳出面では、人件費の削減は進んでいるものの公共施設等の維持管理経費や社会保障関係経費である扶助費、消費的性質である物件費は増加しており、経常収支比率は90%以上と高止まり傾向にあります。このため、一般財源を確保するため債権管理体制を整えるとともに、人件費、物件費、公債費など、経常経費の徹底した削減を図り、財政の柔軟性、自由度を高め持続可能な財政基盤の構築が課題となっています。

市の職員に対しても、地域の実情に応じた施策の展開と、市民との協働による行政運営を積極的に進める経営戦略が求められています。こうした状況の下、高度化・多様化する市民ニーズに応え、知識と広い視野を有し、市民とともに地域の課題を解決する職員の育成が急務となっています。

図 職員数



資料：瑞浪市

## めざす姿（生活像）

### めざす姿 ~まちの状態~

計画的で健全な財政運営が行われ、財政健全化判断比率が健全な範囲内で維持されています。行財政改革に継続的に取り組んでおり、効率的で効果的な行政サービスが提供されています。職員の能力開発・政策形成能力の向上により、創造性豊かな政策を立案し、市民のニーズを捉えた施策を実施できています。

### めざす姿 ~市民の暮らし~

行政や協働で行う事業効果を、市民が生活の中で実感できます。行政運営や財政事情に常に関心を持っています。

## 施策の内容と主な事業

### (1) 行財政運営の効率化

指定管理者制度や業務の民間委託などを推進し、効率的で効果的な行政運営に努めるとともに、満足度の高いサービスの提供に努めます。

近隣自治体との連携を推進することで、効率的な行政運営を図り、住民サービスの向上と行政コストの削減に努めます。

行政評価制度の改善を進め、市民の視点に立った成果重視の行政運営に努めます。

【主な事業】 指定管理者制度推進事業、行政改革推進事業

(2) 財政の健全化

中長期的な視野で、将来にわたる財政運営の状況を把握し、財政の健全化に向けた計画的な取り組みを推進します。

市税の適正かつ公平な課税と徴収を行うとともに、収納率の向上を図り、自主財源の確保に努めます。

あらゆる分野において、常に事務事業の見直し・効率化に取り組み、経費の縮減を図ります。

未利用地等の処分を推進します。また、公共施設の機能の見直しや複合化を行い、既存施設の有効活用を図るとともに、施設の長寿命化に努めます。

【主な事業】 財政計画策定事業、債権管理推進事業、財政健全化推進事業

(3) 人材の育成と活用

社会情勢の変化に柔軟に対応し、満足度の高い行政サービスを提供するため、職員に多様な研修の機会を与え、政策形成能力の向上を図ります。

職員の能力開発や人材育成を目的として職員の業績や能力、勤務態度等を正しく評価することにより、公務能率の向上を図ります。

年金と雇用の接続に伴い再任用等する職員について、これまで培ってきた多様な専門知識や経験が有効に活用できるよう環境を整備していきます。

【主な事業】 職員研修事業、人事評価制度実施事業

目標指標					
現状値	目標値		現状値	目標値	
平成 24 年	平成 30 年	平成 35 年	平成 25 年	平成 30 年	平成 35 年
指定管理者制度導入施設数			市民ニーズに合った事業が行われ、まちが良くなってきていると感じる市民の割合		
21 施設	23 施設	24 施設	45.5%	48.5%	51.5%
市税徴収率（現年分）					
97.8%	98.2%	98.6%			
経常収支比率					
91.3%	90%未満	90%未満			
市債残高					
266 億円	260 億円未満	250 億円未満			
職員研修受講率					
43.3%	46.0%	50.0%			

協働のまちづくりの考え方

市民と行政が市の現状や課題について情報を共有し、私たちのまちの住民サービスのあり方を、互いに理解する中で決定していくことが大切です。また、指定管理者制度など民間活力を積極的に活用した行政運営を推進し、それぞれの強みを活かした効率的で効果的なまちづくりを行う必要があります。

市民 の役割	団体・事業者など の役割	行政 の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>市の計画や現状・課題に常に関心を持つよう心がけます。</li> <li>パブリックコメントや説明会などを通じて、市政への積極的な参加を心がけます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各団体や事業者が持つ強みを、行政運営に積極的に活かすよう努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民のまちづくりへの関心を高め、行政と市民が共に施策の方向性などについて考えることができるように、様々な情報をわかりやすく発信します。</li> </ul>

関連計画	第4次行政改革大綱 「行政の質の向上」を基本方針として、経費削減の工夫と努力を継続しながら、行政サービス内容及びその水準の維持・向上を図る。
	定員適正化計画 適正な行政運営のために必要な最小限の職員数確保と、職員数削減による総人件費の抑制を、計画的に進めるための基本方針。
	職員研修計画 多様な学習機会を与え、潜在する可能性・能力を最大限引き出すよう各種研修を実施し、人材の育成を図るための計画。
	人材育成基本方針 行政運営における資源である職員の果たすべき役割、目指すべき職員像を明らかにし、職員研修、人事管理、職場管理、市民交流の4つの柱のもと人材の育成に取り組むための基本方針。

## 4 人権尊重社会

担当課 市民協働課

### 現状・課題

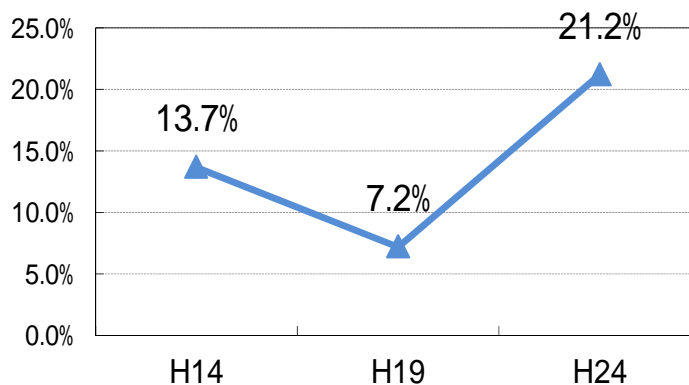
「人権尊重の理念」について正しく理解を深め、人権尊重を基本とする社会づくりを進め、さらに次代へと継承していくことは、市及び市民が果たすべき極めて重要な責務です。しかしながら、身近なところでドメスティック・バイオレンス（DV）やいじめ、虐待など、人権に関する深刻な問題が多く発生しているにもかかわらず、「人権」という言葉が、漠然と、あるいは抽象的にしか理解されていない状況にあります。

平成23年には、人権問題に対する市の基本理念や方向性を明確にし、個々の人権問題に対する施策を総合的かつ計画的に推進するための「瑞浪市人権施策推進指針」を策定すると同時に、具体的な施策については「瑞浪市人権施策推進行動計画」にまとめました。今

後も、瑞浪市人権施策推進ネットワーク会議等、関係団体からの協力や助言をいただきながら、市民一人ひとりが互いに尊重し合い、伸びやかに生活出来る地域社会づくりに取り組んでいく必要があります。

多様な人材の活用は家庭や職場、地域社会の活性化に不可欠です。本市では平成16年に男性も女性も全ての個人が、喜びも責任も分かち合い、その能力・個性を發揮することが出来る社会の実現を目指して「みずなみ男女共同参画プラン」を策定しました。今後、人口の減少や少子高齢化による労働人口の減少により、女性の活躍がますます期待されています。男性も女性も誰もが出番と居場所のある地域社会を築いていくことが重要と言えます。

図 社会全般で男女平等と考える人の割合



資料：男女共同参画に関する市民意識調査

### めざす姿（生活像）

#### めざす姿 ～まちの状態～

市民一人ひとりが人権に関して正しく理解し、互いに尊重し合う意識が根付いています。あらゆる場で男女共同参画が実現しています。

#### めざす姿 ～市民の暮らし～

男性も女性も全ての個人が、喜びも責任も分かち合い、その能力・個性を十分發揮することが出来ます。子育てや介護等に対する支援が充実しており、男女ともに仕事と生活のバランスがとれています。

**施策の内容と主な事業**

**(1) 人権施策の推進**

人権啓発講演会や人権書道展等を実施することで、家庭、学校等、地域、職場など、あらゆる場における人権教育・啓発を推進します。

人権問題に対する相談窓口と支援体制を充実させ、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人など、人権課題についての幅広い取り組みを推進します。

【主な事業】 人権施策推進事業、人権施策推進指針策定事業

**(2) 男女共同参画の推進**

人権を尊重した男女共同参画を進めるため、配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンスやデートDV)の防止と被害者に対する相談・支援機能の充実に努めます。

家庭・地域・仕事など、あらゆる分野における男女共同参画社会の実現に向けた教育や啓発活動を推進します。

【主な事業】 男女共同参画社会推進事業、『みずなみ男女共同参画プラン』策定事業

**目標指標**

現状値	目標値		現状値	目標値	
平成 24 年	平成 30 年	平成 35 年	平成 25 年	平成 30 年	平成 35 年
審議会等委員への女性の登用の拡大			過去1年間に人権を侵害されたと感じたことがある市民の割合		
25.5%	30.0%	35.0%	8.0%	7.0%	6.0%

**協働のまちづくりの考え方**

人権に関する取り組みは多岐にわたるため、市民意識調査の実施など、一人ひとりが何を求めているのかを把握し、市民・団体・行政が協働して地域に密着した取り組みを行います。男女共同参画に関しては、男女共同参画社会推進委員会の活動を推進させるとともに、公民館活動やまちづくり活動との連携を強化することで、活動の成果を地域に還元し、瑞浪市の男女共同参画を進めていきます。

市民の役割	団体・事業者などの役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>人権啓発講演会や研修会などに積極的に参加し、差別や人権侵害の予防に努めます。</li> <li>一人で悩まず、早めに相談するよう心がけます。</li> <li>男女の固定的役割分担や慣習等にとらわれず、積極的に自治会や団体の意思決定の場や活動に参加するよう心がけます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕事と家庭生活の調和を図るため、長時間労働や休暇制度等の見直しに努めます。</li> <li>結婚、出産、子育て期にある女性の就労継続や就労中断後の再就職の支援に努めます。</li> <li>意思決定や責任のある立場に、男女の区別なく登用するよう努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どものころからの人権教育・啓発活動を推進します。</li> <li>人権問題の対応についての充実に努めます。</li> <li>審議会等委員への女性の登用を拡大します。</li> <li>市民意識調査を実施し、市民の現状、意識を把握し、施策の実施に活かします。</li> </ul>

**関連計画**

瑞浪市人権施策推進指針 人権問題に対する市としての基本理念や方向性を明確にするとともに、個々の人権問題に対する施策を総合的かつ計画的に推進していくための指針  
 瑞浪市人権施策推進行動計画 指針に沿い、市民が取り組むべき方向性や行政が行う具体的な施策をまとめた行動計画  
 みずなみ男女共同参画プラン 女性に対する人権施策を推進するための計画  
 瑞浪市地域福祉計画 市の地域福祉を推進するための基本計画

## 用語解説

<p>1 協働のまちづくり</p>	<p>まちづくり推進組織 瑞浪市では、少子高齢化や市民のコミュニティ意識の変化の中で、より良い地域づくりのための継続的な活動の必要性が高まり、区長会と同じく旧小学校区毎に「まちづくり推進組織」が結成されています。</p> <p>NPO 法人 特定非営利活動促進法により法人格を認証された民間の非営利団体。営利を目的とせず、広く一般社会の利益のために活動をする団体。(Non Profit Organization)</p> <p>まちづくり条例 まちづくり条例は、まちづくりをめぐる市民の役割や市民がまちづくりに参加する上での行政や議会の責任などを明文化したもので、瑞浪市のまちづくりの考え方、仕組みなどを示し、まちづくりの基本ルールを定めた条例。</p>
<p>2 情報共有</p>	<p>ICT (Information and Communication Technology の略) 情報・通信に関連する技術一般の総称。多くの場合「情報通信技術」と和訳される。IT (Information Technology) の「情報」に加えて「コミュニケーション」(共同)性が具体的に表現されている点に特徴がある。</p> <p>情報公開 市が保有する情報を公開すること。</p> <p>個人情報 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。</p> <p>ソーシャル・ネットワーキング・サービス 社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービス フェイスブックやグリーなど</p>
<p>3 行財政運営</p>	<p>経常収支比率 一般財源を人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費にどれくらい充当しているかをみることで、財政の健全性を判断する指標です。</p> <p>第4次行政改革 経費削減の工夫と努力を継続しながら、行政サービスの内容及びその水準の維持・向上を図るため「行政の質の向上」を基本方針として掲げ、平成23年度から平成27年度までの計画期間で取り組んでいる。</p> <p>健全化判断比率 地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの財政指標を「健全化判断比率」として定めています。</p> <p>指定管理者制度 それまで地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・NPO 法人・市民グループなどの法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。</p> <p>行政評価制度 施策・事業ごとに効率性や有効性の視点で数値などを用いて客観的に評価する制度。</p> <p>年金と雇用の接続 退職共済年金の支給開始年齢が平成25年度以降段階的に65歳まで引き上げられることに伴い、無収入期間が発生しないよう公務員の雇用と年金の接続を図る。</p> <p>実質赤字比率 地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。</p> <p>連結実質赤字比率 下水道や公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものです。</p> <p>実質公債費比率 地方公共団体の借入金(市債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。</p> <p>将来負担比率 地方公共団体の借入金(市債)など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。</p>
<p>4 人権尊重社会</p>	<p>ドメスティック・バイオレンス (domestic violence) 家庭内における暴力行為。特に、配偶者や恋人など近い関係にある異性への暴力。身体的な暴力行為のほか、精神的・性的暴力も含む。配偶者間暴力。</p> <p>瑞浪市人権施策推進ネットワーク会議 本市の人権施策推進指針に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため専門家や有識者を中心に設置された会議</p> <p>デート DV 交際中の異性への暴力行為。殴る、蹴るといった身体的な暴力のほか、罵倒(ばとう)する、金銭を要求する、性行為を強要するなどの行為も含まれる。</p> <p>審議会等委員 市の審議会や委員会の委員</p>



## 第2章

# まちづくりの重点戦略



# 1 まちづくり重点戦略

基本構想において、まちの活性化や地域コミュニティの維持など本市にとって大きな課題である人口問題の解決、そして、将来都市像を実現するために、まちづくりの重点方針『3プラス1』を位置づけています。

- 方針 1 魅力的な暮らしを創造する
  - ～ だれもが魅力を感じ、暮らしていくきっかけづくりのために・・・ ～
- 方針 2 快適な暮らしを実感する
  - ～ だれもが快適に暮らし、安心して子どもを育てていくために・・・ ～
- 方針 3 元気な暮らしを応援する
  - ～ 高齢になっても、元気に暮らし続けられるために・・・ ～
- 方針 プラス1 協働の夢づくり
  - ～ 地域のつながりで、夢のあるまちづくり ～

本章では、まちづくりの重点方針『3プラス1』を受け、瑞浪に集う誰もが住みやすく、瑞浪を知る誰もが瑞浪に住みたいと感じ、瑞浪に暮らす誰もが住み続けたいと思えるように、9つのまちづくり重点戦略と22のリーディング事業を位置付け、今後、積極的に事業を実施していきます。

表 関連するまちづくり分野とまちづくりの重点戦略の対応

重点方針	重点戦略	主に関連するまちづくり分野					
		1 健康福祉分野	2 生活環境分野	3 都市基盤分野	4 産業経済分野	5 生涯学習分野	6 新たなまちづくり
魅力的な暮らしを創造する	1 暮らし始めるなら瑞浪で						
	2 子どもを産み育てるなら瑞浪で						
	3 やりがいをもって働いたら瑞浪で						
快適な暮らしを実感する	4 満ち足りた暮らしをするなら瑞浪で						
	5 安心して暮らすなら瑞浪で						
元気な暮らしを応援する	6 生きがいをもって暮らすなら瑞浪で						
	7 気軽に出かけられる暮らしをするなら瑞浪で						
協働の夢づくり	8 まちの魅力は“協働のまちづくり”						
	9 誰もがいきいき、まちづくりのまち						

# 1 魅力的な暮らしを創造する

～ だれもが魅力を感じ、暮らしていただくきっかけづくりのために ～

## 【重点戦略の狙い】

全国的に人口減少、少子高齢化が進む中、瑞浪市の魅力や素晴らしさを知っていただき、このまちで暮らしたい・このまちへ移りたい・このまちで働きたいと感じられるまちを目指します。

## 【重点的戦略】

『暮らし始めるなら瑞浪で』と思われるような、移住・定住を支援する制度づくり  
地域の魅力の創造・発信を図るとともに、このまちで新たな生活をスタートするための支援を充実させ、生活の場として選ばれるまちを目指します。

『子どもを産み育てるなら瑞浪で』と思われるような、多様で充実した子育て支援施策と、安心して子育てできる環境づくり

次代を担う人材を確保、育成していくため、子育て支援施策の一層の充実を図り、子どもを安心して産み、育てられる環境づくりに取り組みます。

『やりがいをもって働くなら瑞浪で』と思われるような、地場産業等の活性化、新規事業創出、農業の6次産業化などバランスの取れた産業振興

持続的な市政の発展を目指すために、地場産業の活性化を図るとともに、新規事業の創出、企業の誘致や農林業・畜産業の再活性化などにより、バランスの取れた産業振興を図ります。



【リーディング事業】

		担当課	関連頁
<b>暮らし始めるなら瑞浪で</b>			
転入者サポート事業	新築・中古住宅を取得した市外からの転入者を対象に、経済的なサポートを行います。	都市計画課	P 34・35
空き家バンク事業	売却・賃貸を希望する住宅及び土地を登録し、市のホームページで紹介し、空き農地の情報なども紹介します。	企画政策課	P 34・35
新規定住者健康管理事業	新築・中古住宅を取得した市外からの転入者を対象に、健康管理・疾病予防に関するサポートを実施します。	健康増進課	P 6・7
シティープロモーション事業	移住・定住推進事業等を市のホームページで紹介し、瑞浪市の魅力を市内外に発信します。	企画政策課	P 64・65
<b>子どもを産み育てるなら瑞浪で</b>			
福祉医療費助成事業	義務教育修了年度末までの子ども等の医療費を無償化する事業を継続します。	保険年金課	P 8・9
主食費無料事業	市内幼稚園の3歳～5歳の園児に対して徴収している主食費（米・パン代）を無料化します。	社会福祉課	P 8・9
<b>やりがいをもって働いたら瑞浪で</b>			
工業団地創出事業	市内の工業団地に適した用地等を調査し、新たな工業団地の開発を目指します。	商工課	P 46・47
空き店舗・工業用地等登録事業	売却・賃貸を希望する空き店舗、空き工場、工場用地を登録し、活用を希望する事業者等に情報を提供します。	商工課	P 44・45 P 46・47

【実施スケジュール】

	H26	H27	H28	H29	H30
<b>暮らし始めるなら瑞浪で</b>					
転入者サポート事業		市外からの新規定住者を対象に、経済的なサポートを実施			
空き家バンク事業		住宅及び土地(農地)を空き家バンクに登録し、市HPで紹介			
新規定住者健康管理事業		市外からの新規定住者を対象に、健康管理のサポートを実施			
シティープロモーション事業		瑞浪市の魅力や移住・定住施策情報を発信			
<b>子どもを産み育てるなら瑞浪で</b>					
福祉医療費助成事業		義務教育修了年度末までの子ども等の医療費無料化を継続			
主食費無料事業		市内幼稚園の主食費を無料化			
<b>やりがいをもって働いたら瑞浪で</b>					
工業団地創出事業		工業団地の適地調査を継続			
空き店舗・工業用地等登録事業		空き店舗・工業用地等を登録し、事業者等に紹介			

【目標指標】

1. 子どもを産み育てやすいまちだと感じる市民の割合	63.7%		67.7%
2. 働きやすいまちだと感じる市民の割合	36.7%		40.7%

## 2 快適な暮らしを実感する

～ だれもが快適に暮らし、安心して子どもを育てていくために ～

### 【重点戦略の狙い】

このまちで新たな生活をスタートし、また、このまちに魅力を感じて移り住んだとしても、住んでいる環境など身近なところに不安や不満があると、住み続けたいまちとはなりません。このまちで住み続けていくためにも、快適なこのまちで暮らし続けたい・安心できるこのまちで子どもを育てていきたいと感じられるまちを目指します。

### 【重点的戦略】

『満ち足りた暮らしをするなら瑞浪で』と思われるような、地域の特色を活かした住環境の整備と生涯学習環境の充実

ゆとりある暮らしを支える生活基盤として、自然環境と調和した地域の特色を活かした住環境を整備するとともに、市民が誇りを持ち、良質な暮らしをしていくために、地域に根ざした歴史や文化が感じられるようなまちなみを保全していきます。

また、子どもたちの学習環境の充実に取り組むとともに、ライフステージに合わせた多様な学ぶ機会の創出を図ります。

『安心して暮らすなら瑞浪で』と思われるような、充実した地域コミュニティとの協働による防災体制づくりと防犯対策の強化

大規模災害に対する防災・減災対策で最も重要なことは、市民の防災意識を高め、日頃の備えを万全にし、災害発生時に的確な行動ができるようにすることです。そのために、橋梁や上下水道施設などのライフラインの耐震強化を図るとともに、市民が参画する避難計画づくりや避難訓練などにより、市民の防災意識の向上を促します。

また、市民一人ひとりが防犯意識を持つことで、犯罪の少ない安全で住みよい地域社会づくりに取り組みます。



【リーディング事業】

		担当課	関連頁
<b>満ち足りた暮らしをするなら瑞浪で</b>			
景観計画策定事業	市域を景観区域・景観計画重点区域に指定し、住民主体による景観づくりの取り組みを支援し、魅力的なまちなみの形成を推進します。	都市計画課	P 32・33
橋梁長寿命化修繕事業	「瑞浪市長寿命化修繕計画」に基づき、市の管理する橋梁に対して長寿命化・耐震化対策を行います。	土木課	P 30・31
水道管路耐震化等推進事業	災害時に重要な拠点となる病院や避難所等へ給水するための配水池・配水管等の水道施設に対し、補強や更新を行うことにより耐震化を図ります。	上下水道建設課	P 36・37
中学校統合推進事業	周辺地域の学校規模縮小に伴い、子どもの学習環境に制限が出てきているため、6校ある公立中学校を3校に統合・再編し、教育環境の充実を図ります。	教育委員会総務課	P 52・53
情報配信サービス事業	子育て情報、観光・イベント情報、図書館・博物館情報、スポーツ・生涯学習情報など、暮らしに直接結びつく情報をメニュー別にメールで配信します。	各担当課	P 64・65
<b>安心して暮らすなら瑞浪で</b>			
防災・減災対策事業	市民主体の防災訓練等の実施を支援するとともに、防災リーダー・防災士の養成を図ります。また、防災行政無線更新、絆メールの登録を推進します。	企画政策課 市民協働課 消防本部	P 22・23
消防団員入団促進事業	消防団活動に協力していただける事業所等に対して、消防協力事業所表示証を交付し、消防団及び消防団活動の活性化を図ります。	消防本部	P 22・23

【実施スケジュール】

	H26	H27	H28	H29	H30
<b>満ち足りた暮らしをするなら瑞浪で</b>					
景観計画策定事業	景観計画区域指定		景観条例施行		
橋梁長寿命化修繕事業		瑞浪市長寿命化修繕計画に基づき実施			
水道管路耐震化等推進事業	明世地区 釜戸地区 市原配水池の耐震化		第2期老朽管更新計画に基づき実施		
中学校統合推進事業		南中学校建築工事	瑞浪南中学校開校	北中学校建築工事	H31年開校
情報配信サービス事業		暮らしに役立つ情報を、メニュー別にメール配信			
<b>安心して暮らすなら瑞浪で</b>					
防災・減災対策事業		防災リーダー・防災士の養成、絆メールの登録推進			
消防団員入団促進事業		(仮)瑞浪市消防団協力事業所表示制度実施要綱の制定			

【目標指標】

1. 自分のまちに誇りの持てる、魅力あるまちなみだと感じる市民の割合	47.7%		53.7%
2. 防災対策等が整い、安心して快適な住環境で暮らしていると感じる市民の割合	60.7%		66.7%
3. 学校が楽しいと感じる児童・生徒の割合	78.7%		85.0%

### 3 元気な暮らしを応援する

～ 高齢になっても、元気に暮らし続けられるために ～

#### 【重点戦略の狙い】

住み慣れた地域で、元気で暮らし続けられることは、高齢者をはじめ、市民にとって何よりも大切なことだと考えます。そのためにも、高齢者をはじめ多くの市民が市民同士の交流を深め、いきがいをもって健康で元気に暮らしていけるまちを目指します。

#### 【重点的戦略】

『生きがいをもって暮らすなら瑞浪で』と思われるような、高齢者などの暮らしの相談体制の充実や権利擁護、生活環境改善、介護予防など支援の継続

高齢化が進む中、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の増加、介護給付費や医療給付費の増加など、多くの課題が浮き彫りになっています。これらの課題に対し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で継続して生活ができるよう介護、予防、医療、生活支援といったサービスを一体的に提供できる体制を構築します。

『気軽に出かけられる暮らしをするなら瑞浪で』と思われるような、持続可能な公共交通システムの確立や移動しやすいまちの整備

高齢化の急速な進行に対応するため、また市民の交流活動を支えるために、生活交通を維持・確保し、持続可能な公共交通システムの構築を図ることで、気軽に出かけられる環境を整備し、人との交流を深め充実した生活が送れる社会を構築します。

また、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが利用しやすい、移動しやすいまちとなるように、道路環境や公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入を進めます。





【リーディング事業】

		担当課	関連頁
<b>生きがいをもって暮らすなら瑞浪で</b>			
地域ケア会議開催事業	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、保健、医療、福祉、介護をはじめとする関係機関及び地域が連携協力し、地域包括ケアシステムを構築します。	地域包括支援センター 高齢介護課	P 12・13
介護予防事業	シニア世代を対象に、介護予防のための様々なメニューを検討し、講習会等を開催します。	地域包括支援センター	P 12・13
<b>気軽に出かけられる暮らしをするなら瑞浪で</b>			
地域公共交通確保維持改善等事業	地域公共交通総合連携計画に基づき、地域公共交通を維持確保し、住みよい地域とするための取り組みを市民と行政の協働により推進します。	商工課	P 20・21
ユニバーサルデザインの導入推進	ユニバーサルデザインの考え方に基いたまちづくりを推進します。	各課	P 10・11 P 12・13

【実施スケジュール】

		H26	H27	H28	H29	H30
<b>生きがいをもって暮らすなら瑞浪で</b>						
地域ケア会議開催事業	地域支援検討部会を各地域に設置					
介護予防事業	シニア世代向けに、介護予防講習会等を開催					
<b>気軽に出かけられる暮らしをするなら瑞浪で</b>						
地域公共交通確保維持改善等事業	地域公共交通を維持確保するためのシステム構築					
ユニバーサルデザインの導入推進	ユニバーサルデザインの考え方に基いたまちづくりを推進					

【目標指標】

1. 高齢者が地域で元気に暮らせるまちだと感じる市民の割合	66.0%		70.0%
2. 利用しやすい公共交通が整っているまちだと感じる市民の割合	41.4%		47.1%

# プラス1 協働の夢づくり

～ 地域のつながりで、夢のあるまちづくり ～

## 【重点戦略の狙い】

市民の誰もが「私たちのまちを良くしたい」という気持ちを持っています。その思いを大切に、地域のつながりや良好な人間関係により、各世代の人々が刺激を受け合いながら、夢のあるまちづくりを実践することで、これからも暮らし続けたいと思えるまちを目指します。

## 【重点的建暦】

『まちの魅力は“協働のまちづくり”』を目指して、まちづくり基本条例を制定

地方分権型社会の進展に伴い、地域のことは地域で考え、自ら解決するという自主・自律のまちづくりを行うためには、まちづくりの主役である市民が、まちづくりに対する関心や意識を強く持てる環境をつくるのが大切です。

このため、市内8地区のまちづくり推進組織やNPO等の市民団体、企業、行政が、協働のまちづくりについてのあるべき姿や、協働で行うことができるまちづくりの取り組みをみんなで考え、“協働のまちづくり”をさらに推進できるように、まちづくり基本条例を制定します。

『誰もがいきいき、まちづくりのまち』を目指して、まちづくり活動の支援体制を充実

少子高齢化や人口減少社会の到来により、地域の抱える課題は多岐にわたり、協働によるまちづくりの重要度も高くなってきています。

このため、「夢づくり地域交付金制度」や「夢づくり地域活動支援室設置による支援制度」を基本に、まちづくり活動にかかる資金問題や人材育成などの負担を軽減するとともに、若者から高齢者まで誰もが、行政と連携しながら地域づくりに参加できる環境の整備に取り組みます。



【リーディング事業】

担当課 関連頁

まちの魅力は“協働のまちづくり”			
まちづくり条例策定事業	まちづくりに関する市民・NPO法人・諸団体の役割や行政・議会の責任を明文化し、まちづくりの基本ルールを定めます。	市民協働課	P 62・63
誰もがいきいき、まちづくりのまち			
まちづくり活動拠点施設整備事業	まちづくり活動の拠点施設として整備し、市民活動の支援や情報提供等を行います。	市民協働課	P 62・63
地域懇談会・市民アンケート実施事業	市民の意見や要望、評価を把握するために、各地域や各種団体との懇談会や市民アンケートを、毎年、継続して実施します。	企画政策課	P 64・65

【実施スケジュール】

	H26	H27	H28	H29	H30
まちの魅力は“協働のまちづくり”					
まちづくり条例策定事業	まちづくり条例検討委員会	平成27年7月の条例施行を予定			
誰もがいきいき、まちづくりのまち					
まちづくり活動拠点施設整備事業				まちづくりの活動拠点として活用	
地域懇談会・市民アンケート実施事業	毎年、継続して実施				

【目標指標】

1. 地域活動やボランティア、NPO活動に参加したいと思う市民の割合	24.0%		30.0%
2. 地域での交流や活動が活発に行われていると思う市民の割合	57.8%		63.8%



## 第3章

# 計画の実現に向けて

# 1 目標指標等の設定

第6次瑞浪市総合計画を円滑に進めていくために、各項目において、できる限りわかりやすく、かつ、把握しやすい目標指標を設定しました。

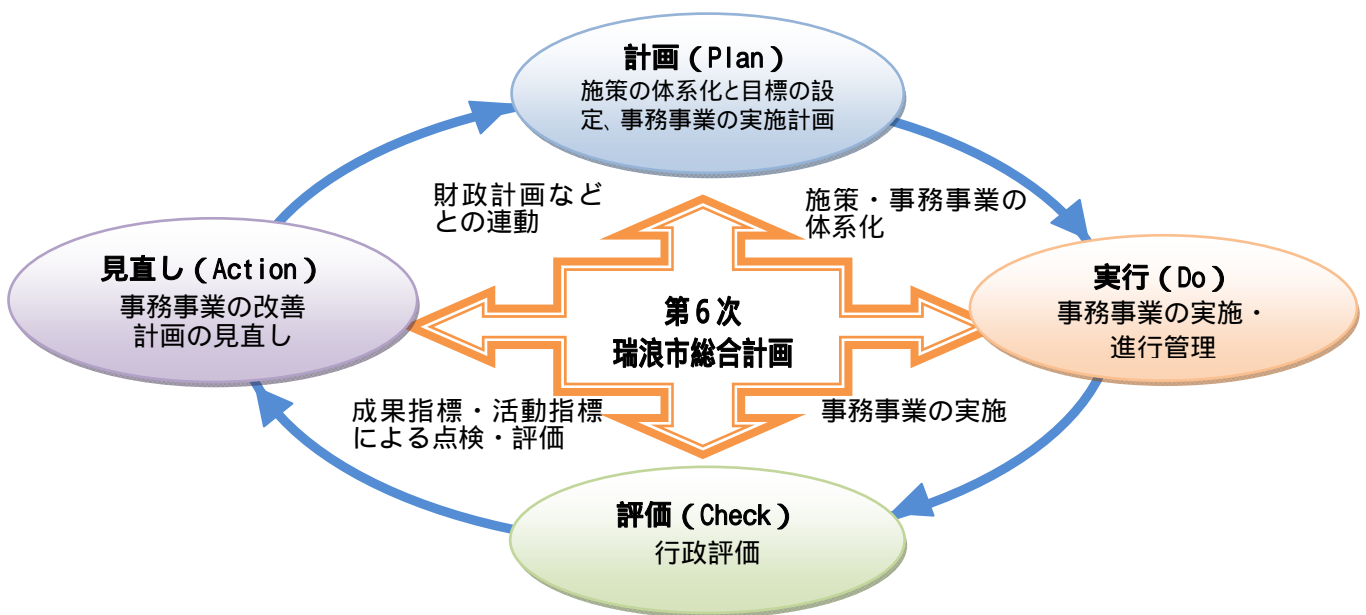
目標指標は、住民アンケートの調査結果から測定される指標や事業の実施などによって実現あるいは達成を目指すものとしています。

本計画の計画期間中は、進行管理の手段として、市民の満足度を測る住民意向調査を定期的実施していきます。

# 2 計画の進行管理

施策の実施に際しては、施策の実現の手段である事務事業を推進するため3か年の事業について位置付ける実施計画を策定します。実施計画は、毎年見直しを行うとともに、施策の方向性についても本計画期間の中間年において見直しを行います。

計画の進行管理には、総合計画に基づく事務事業を Plan とした PDCA サイクルを構築し、Check - Action の機能としての行政評価を実施し行政資源の効果的な配分を行います。



### 3 財政推計

基本計画期間（平成26年度～平成35年度）の財政推計については、現行の制度を前提としながら、人口減少や少子高齢化の進行など、市を取り巻く環境が大きく変化している状況を考慮して推計しました。〔趨勢人口（平成35年の人口を35,900人と想定）をベースに推計〕

歳入においては、生産年齢人口の減少により特に市民税の減少が見込まれることから、市税全体としても減少すると予測しています。また、地方交付税や各種交付金はほぼ横ばいで推移すると予測しています。市債については、市債残高抑制の方針から、基金の活用などにより発行を極力抑えます。

歳出においては、人件費や物件費など経常的な経費の上昇を抑える一方、高齢者人口の増加により、後期高齢者医療事業特別会計や介護保険事業特別会計への繰出金などが増加すると予測しています。ライフラインの耐震化や中学校の統合などの投資的経費や、人口減少問題に取り組むための経費については、様々な財政需要が想定されるなか、基本計画期間内も一定額（年20億円程度）を確保できる見込みとなっています。

#### 歳入

（単位：億円）

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
市税	49	48	48	48	47	47	47	46	46	46
地方交付税等	43	43	43	42	43	43	43	44	43	43
国・県支出金	22	23	23	21	21	21	23	20	19	19
繰入金	8	7	5	6	2	3	6	2	2	2
市債	10	19	14	15	12	17	17	11	11	11
その他	14	13	14	14	13	13	14	14	15	15
合計	146	153	147	146	138	144	150	137	136	136

#### 歳出

（単位：億円）

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
人件費	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
物件費	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
投資的経費	20	29	21	20	16	28	34	15	15	15
公債費	18	18	15	15	14	14	15	15	15	15
繰出金	16	16	16	16	16	16	16	16	17	17
その他	36	36	35	35	35	35	34	34	34	33
合計	141	150	138	137	132	144	150	131	132	131

#### 収支

（単位：億円）

歳入 - 歳出	5	3	9	9	6	0	0	6	4	5
---------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---